

社会技術研究開発事業

**科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題
(ELSI) への包括的実践
研究開発プログラム**

R&D Program Responsible Innovation with Conscience and Agility (RInCA)

2024 年度（令和 6 年度）公募要領

公募期間

2024 年 4 月 10 日（水）～ 6 月 5 日（水）12 : 00



社会技術研究開発センター

2024 年 4 月

社会技術研究開発事業
「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム」
2024 年度 提案公募の概要

2024 年度の公募・選考の主なスケジュールは、以下の通りです。日程は今後変更となることもありますので、必ず事業ウェブサイトにて最新情報をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。（「4.5 応募方法」参照。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールなどによる応募受付はできません。）

募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記載漏れなどを指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認の上での提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

■ 選考スケジュール

募集開始	4 月 10 日（水）
募集説明会	4 月 25 日（木）オンライン実施 詳細は決定次第、下記の提案募集ウェブサイトに掲載します。 (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html)
提案書受付期限※	6 月 5 日（水） 正午
書類選考期間	6～7 月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡（予定）
面接選考会	8 月 5 日（月）、6 日（火）オンライン実施
面談（採択条件の説明）	8 月 19 日（月）、20 日（火）オンライン実施
選考結果の通知・発表	10 月上旬（予定）
研究開発の開始	10 月上旬（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

社会技術研究開発事業 2024 年度 提案公募一覧

社会技術研究開発センターでは、2024 年度、以下の研究開発プログラムの提案募集を行っています。
内容が変更になる可能性がありますので、各プログラムの公募要領・提案書様式や各種日程は、必ず
以下の事業ウェブサイトにて最新情報をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html

プログラム	科学技術の倫理的・法 制度的・社会的課題 (ELSI)への包括的実践 研究開発プログラム	SDGs の達成に向けた共創的研究開発 プログラム (SOLVE for SDGs)		
		シナリオ創出/ソリュー ション創出フェーズ	社会的孤立・孤独の予防 と多様な社会的ネットワ ークの構築	情報社会における社会的 側面からのトラスト形成
キーワード	新興科学技術の ELSI 対応	技術シーズ活用による 地域の社会課題解決	社会的孤立・孤独の予防	デジタル ソーシャル トラスト
公募期間	4 月 10 (水) ~ 6 月 5 日 (水) 正午			
研究開始	10 月上旬 (予定)			
プログラム 目標・概要	新興科学技術の倫理的・ 法制度的・社会的課題 (ELSI)への対応と責任あ る研究・イノベーション の営みの普及・定着を目 指し研究・技術開発の初 期段階から包括的に ELSI に取り組む、実践的 協業モデルを開発	SDGs 達成への貢献に向けた社会課題の解決		
		地域が抱える具体的な社 会課題に対して、研究代 表者と地域で実際の課題 解決にあたる協働実施者 が共同で、既存の技術シ ーズの活用による解決策 を創出	様々な社会構造の変化を 踏まえ、社会的孤立・孤 独のメカニズム解明、孤 立・孤独リスク評価手法 (指標等) 及び社会的孤 立・孤独の予防施策開発 と、その PoC (概念実証) までを一体的に推進	高度情報社会の進展が生 む情報に関わる「トラス ト」の問題について、より 本質的な問題解決につな がる課題特定、及び解決策 の開発と社会実装に向け た検証を図る
研究開発 期間	研究開発プロジェクト： 1 ~ 3 年半 プロジェクト企画調査： 6 ヶ月 (単年度)	シナリオ創出フェーズ： 原則 2 年 ソリューション創出フェーズ： 原則 3 年	原則 3 年半	原則 3 年半
研究開発費 (直接経費) *1 課題あたり	研究開発プロジェクト： 600~1,200 万円/年 程度 プロジェクト企画調査： 150~300 万円/半年 程度	シナリオ創出フェーズ： 600 万円/年 程度上限 ソリューション創出フェーズ： 1,900 万円/年 程度上限	1,900 万円/年 程度上限	課題解決型プロジェクト 1,200 万円/年 程度上限 課題特定型プロジェクト 750 万円/年 程度上限
プログラム 総括	唐沢 かおり 東京大学 大学院人文社会系研究科 教授	川北 秀人 IIHOE[人と組織と地球の ための国際研究所] 代表者	浦 光博 追手門学院大学 教授 / 広島大学 名誉教授	湯浅 壘道 明治大学公共政策大学院 専任教授口
募集説明会	4 月 25 日 (木) オンライン実施			
問合せ先 (個別/共通)	boshu-elsi@jst.go.jp	boshusolve@jst.go.jp	boshu-koritsu@jst.go.jp	boshu-digist@jst.go.jp
	boshu@jst.go.jp (国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 募集担当)			
プログラム URL	https://www.jst.go.jp/ristex/funding/elsi-pg/	https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve/	https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve-koritsu/	https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve-digist/

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	6
1.1 社会技術研究開発事業の概要	6
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	7
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	7
1.2.2 ダイバーシティの推進について	8
1.2.3 公正な研究活動を目指して	9
第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方	10
第 3 章 研究開発プログラムの概要	16
3.1 プログラム目標	16
3.2 研究開発対象	16
3.3 研究開発の実施体制、提案および研究開発にあたっての留意事項	18
3.4 本プログラムのマネジメントについて	19
第 4 章 公募・選考	23
4.1 公募期間・選考スケジュール	23
4.2 研究開発期間・研究開発費	24
4.3 採択予定件数	24
4.4 応募要件	25
4.4.1 重複応募について	25
4.4.2 提案者の要件	25
4.4.3 研究機関の要件	27
4.5 応募方法	27
4.6 選考方法	28
4.6.1 選考の流れ	28
4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施	29
4.7 選考にあたっての主な視点	31
4.8 その他、留意事項	33
第 5 章 採択後の研究開発推進等について	34
5.1 実施計画	34

5.2 実施体制	34
5.3 実施拠点	35
5.4 委託研究契約	35
5.5 研究開発費	36
5.5.1 研究開発費（直接経費）	36
5.5.2 間接経費.....	37
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について	38
5.6 報告	38
5.7 プロジェクトの評価.....	38
5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等	38
5.9 研究機関等の責務等.....	40
5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合.....	43
5.11 その他留意事項.....	44
5.11.1 出産・子育て・介護支援制度	44
5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について.....	44

第 6 章 応募に際しての注意事項 45

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	45
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	47
6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	49
6.4 不正使用及び不正受給への対応.....	50
6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	52
6.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	52
6.7 繰越について	52
6.8 府省共通経費取扱区分表について.....	52
6.9 費目間流用について	53
6.10 年度末までの研究開発期間の確保について	53
6.11 間接経費について.....	54
6.12 研究設備・機器の共用促進について	54
6.13 博士課程学生の処遇の改善について	56
6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	57
6.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	57
6.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	58

6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	58
6.18 URA 等のマネジメント人材の確保について	59
6.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	59
6.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	61
6.21 社会との対話・協働の推進について	62
6.22 研究データマネジメントについて	62
6.23 NBDC からのデータ公開について	63
6.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について	64
6.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	64
6.26 競争的研究費改革に関する記載事項	65
6.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	65
6.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	66
6.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	70
6.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	70
6.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	71
6.32 研究者情報の researchmap への登録について	71
6.33 JST からの特許出願について	71
第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	73
7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	73
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	73
7.3 e-Rad による応募方法の流れ	74
7.4 その他	75
7.5 具体的な操作方法と注意事項	75
第 8 章 提案公募 Q&A	92
第 9 章 提案書の記載要領	99
第 10 章 参考資料	129

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 社会技術研究開発事業の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、「RISTEX」という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会の問題解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業（以下、本事業という）は、RISTEX 等において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。領域・プログラムのマネジメントは、アドバイザーの協力を得て、総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

なお、本事業は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度に該当します。

○プログラム総括

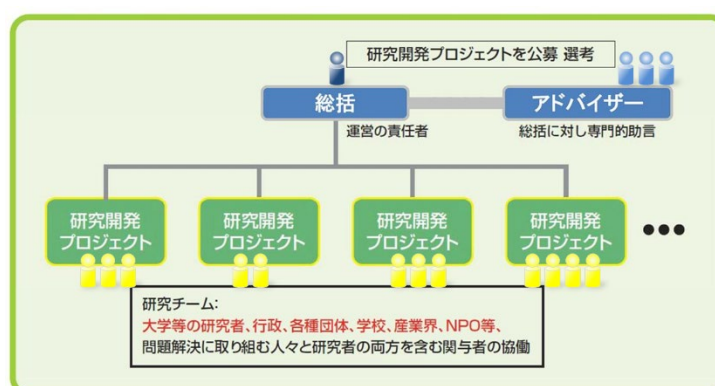
国または RISTEX が定めるプログラム目標の達成に資する研究開発プログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発プログラムの運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発プログラムで得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表するプロジ



エクト全体の責任者。研究開発推進上の

マネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を研究機関とともに適切に行う。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括 唐沢 かおり

東京大学 大学院人文社会系研究科 教授

■現状認識

科学技術と社会との関係深化や相互作用の意義が認識されて久しいなか、新興科学技術（Emerging Technologies）の急速な進展によって、その重要性はますます大きくなっています。加速度的に進歩する新興科学技術は、研究開発から社会実装までのスピードが非常に速く、それが人間や社会に与える影響が不確実かつ多義的であると同時に、圧倒的なインパクトを持つことに特徴があります。科学技術と人・社会との関係性そのものを拡張し、新しい知や恩恵をもたらし、人や社会がよりよくあることを可能にする一方で、人類の歴史にとって不可逆的な破壊をもたらす可能性もはらんでいます。

歴史を振り返ってみると、科学技術と社会との関係に関する議論は、各時代で深刻な課題を私たちに突きつけてきました。第二次世界大戦後における科学者の社会的責任論や、環境汚染や激甚公害、大気汚染や気候変動といった地球環境問題、そして原子力発電所の事故など、科学技術が人や社会、環境にもたらす負の影響への認識があり、そのことへの意識の高まりが、科学技術と社会の関係に関する議論を深める動機となってきました。この流れを汲んで、1990 年に開始された米国のヒトゲノム計画で初めて研究予算配分として本格導入されたのが、ELSI（Ethical, Legal and Social Implications/Issues; 倫理的・法制度的・社会的課題）の研究です。研究開発の成果が社会に与える倫理的・法制度的・社会的課題を予め検討する取り組みのことであり、その後、先端バイオテクノロジー、情報技術、ナノテクノロジー、脳科学分野などに対象を拡げています。

また、本プログラム開始時期に生じた重要な案件として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、生活・経済活動に及ぼした影響も見過ごすことができません。未知のウイルスと感染症のリスク、急激な環境変化や見通しの不透明性、真偽が不明なものも含む膨大な情報の流通、見えないものへの不安や恐れ、批判や差別、分断や格差など、混乱につながる状況を私たちは経験してきました。生活や社会のありかたが大きく変わった今、科学技術と社会との関係を再考する必要が、改めて問われている状況にあると言えるでしょう。

本プログラムの政策的・社会的な位置づけは、SDGs（Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標）に代表される、「地球規模で人類が直面する課題」（グランドチャレンジ）への対応が、政策レベル、また産業界においても重要なミッションであることと関わっています。ESG 投

資（Environment; 環境、Social; 社会、Governance; ガバナンスの要素も考慮した投資）も世界市場で急速に拡大しており、経済合理性を重視する価値と、自然環境の持続可能性やジェンダー、公平性への配慮といった価値を両立しながら、科学技術により、グランドチャレンジを含む社会課題を解決することが期待されています。そこでは、さまざまな研究分野の横断や融合、多様なステークホルダーによる協働のもと、事後的な課題の克服だけではなく、研究開発の初期段階から分野横断的な研究者及び社会のステークホルダーを交えた「課題を予見する」議論が必要とされており、また、それを基盤としてこそ、真に社会に資するイノベーションの創出につながると考えられます。このような取り組みは RRI（Responsible Research and Innovation; 責任ある研究・イノベーション）と言われ、主に欧州で発展してきた科学技術ガバナンスと市民参加の流れを汲みつつ、米国発の ELSI から発展的に生まれ、普及した概念として位置づけられています。

日本の科学技術政策も、この流れを踏まえ、科学技術とイノベーションをめぐって科学技術基本法が 25 年ぶりに本格的に改正され、2021 年 4 月より「科学技術・イノベーション基本法」として施行されました。改正のポイントは、科学技術の規定について「人文学・社会科学（条文では「人文科学」）のみに係るものを除く」という文言が除かれたこと、本法の目的の中に「イノベーションの創出」が据えられたことです。本法の下で策定される第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、バックキャストによる政策立案とイノベーションの創出による社会変革を進めていく上で、人文学・社会科学の知と自然科学の知の融合による「総合知」の創出・活用を重視する考え方が示されています。その営みを具体化させるためには、研究者や多様なステークホルダーによる共創が不可欠であること、また、複雑化する社会課題の解決や新興科学技術の実装のためには ELSI 対応の促進が必要であることなどが述べられています。

しかし、現状をみると、必ずしも ELSI や RRI という概念や考え方が、研究開発やイノベーション促進の活動と一体化し、相乗効果を生むような実効性のある取り組みとして定着しているわけではないように思われます。ともすれば研究開発と成果の社会実装が先行し、倫理、法制度、責任、人々の幸福などに関する論点の発見と問題提起が、遅れてなされる状況も見られます。これを打破するためには、さまざまなステークホルダーの「共創」による「総合知」が必要とされます。また、科学技術開発や実装現場との密接な連携のもと、開発実装の早期から実践的な協働を進め、科学技術とその価値、また人・社会との関係についての反省的検討を行うことが必要になります。

■人間への着目：人の特性や人と社会の相互作用の観点を踏まえた検討

人を対象とした科学技術の進展は著しく、人間の自己理解、意思決定、自律性、人間関係や集団関係など、人と社会を巡るさまざまな現象のあり方を変えるポテンシャルを持っています。科学技術の進展にはよりよい人・社会のあり方への貢献が期待されますが、その実現には、さまざまな二

ーズや欲求の下、意思決定とそれに基づく行動を為していく人や組織と、それを取り巻く社会との間に、調和的な関係が保たれることが望まれます。科学技術は、生活の快適さや利便性を高める側面を持ちますが、それがあまりに人間の欲求を素朴に解放してしまうのなら、社会の安定的持続を困難にしかねません。また、科学技術は、人の行動を（意図する/しないに関わらず）制御する力を持っており、過剰な制御は、正当性や公平性などに関わる倫理的・法制度的問題を生み出すとともに、個人の自律性を脅かしたり反発や絶望を生み出したりすることにより、人々が「よく生きる」こと自体を脅かすかもしれません。とくに新興科学技術においては、進展のスピードの速さや人・社会へのインパクトの大きさに特徴があるのみならず、その規範や倫理が必ずしも所与のものではなく、動的に変化していく側面もあることに配慮が必要です。

科学技術の研究開発と社会実装にあたって、人・社会との調和を目指して倫理や法制度、また関連して生起する社会的諸課題を検討しながら進めていくことは、責任ある研究・イノベーションにおいて必須です。その営みが有効に機能するために重要なポイントのひとつは、社会を構成する「人間・個人」にも着目し、その認知や社会的な行動の特性を踏まえた上での検討を行うことにあります。単なる人の集まりを超え、組織、規範、法、経済・産業システムなどさまざまな諸機能で構成されている社会において、科学技術をどのような存在として意味づけ、受容し利用するのか、現在そして将来にわたってどのような地位を与えるのかなどは、未来を考える上で欠かせない議論です。これらに答えるためには、科学技術の進展の先にあるべき社会像や、制度、規範、倫理などのマクロレベルの観点のみならず、科学技術に対するリテラシーや理解のあり方の現状、価値観、科学技術がもたらすコストやリスク・ベネフィットなど社会へのインパクトの予見、科学技術やそれを推進する組織や集団への信頼、特定のコミュニティや個々人の科学技術に関する認知や行動、心理的反応といった、ミクロレベルからの検討も求められます。現実の人間が必ずしも合理的に判断する存在ではないという視点も導入し、認知バイアスや動機による歪みも明らかにしながら、判断や行動に関わる諸特性を踏まえることが必要です。

■日本の文脈に根差した価値の創出

科学技術と人・社会との関係を考えるとき、現在そして未来の、私たちが生活する社会のなかの、社会のための科学技術のあり方を検討することが必要です。つまり、この問題を考える各々が属する社会を起点としつつ、社会固有の特性と普遍性の双方に目配りした議論が求められます。その意味において、日本という場の意義をいかに考えるのかは、重要な視点となります。

科学技術自体は一定の普遍性を持ちますが、一方で実装に際しては、それを利用する（またはそれが適用される）特定の社会（コミュニティ）に特有な事情をも考慮し、それに即したアプローチを検討する必要があります。加えて、科学技術の成果が実装される過程で、内包する価値の対立や

倫理的課題が具体的に発現するさまは、その社会固有の歴史・制度・慣習にも依存します。従って、欧米など諸外国の理論や先行事例の単なる借用・応用ではなく、日本社会が抱える諸課題に実践的に立ち向かう中で、「我々はこの科学技術をなぜ必要とし、またそれにより、どのような価値の実現を目指しているのか？」といった根源的問いについて、多様な視点から議論し、言葉にし続けることが必要であると考えます。

このときに大切なことは、日本の社会や文化、歴史の特性も意識した視点で考えることです。世界から日本を見る視点、日本から世界を見る視点のいずれもあり得ると思われませんが、日本社会の文脈や日本の事例が持つ一般性・特殊性について考察を深めることで、改めて、グローバルに通用する普遍的な価値を形成できるかもしれません。また、そこから科学技術と人・社会との最適な関係を構築する方策や、その科学技術が持つ強みを見出せる可能性があります。日本の人・社会・文化・歴史に根差した新しい価値やサービスの創出、国際社会におけるルールメイキングにもつながるような展開が期待されているのです。

■ 共創的科学技術イノベーションへの挑戦

ここで留意すべきは、科学技術・人・社会の調和を目指すこれらの取り組みが、研究開発にブレーキをかけるものと捉えるのではなく、イノベーションや未来社会を創造するナビゲーターとして機能し、我々が予見的・能動的に将来とり得る多くの選択肢を生み出す機動力となる、という視点です。そして、それを実効性のあるものとするためには、研究開発の現場における、今、まさに起こっている課題だけでなく「これから起こり得る課題」を発見し、適切なフレームのもとで議論することが必要です。人・社会の複雑で複層的な要素や多様な視点に配慮して科学技術のあるべき姿に向き合い、理論を探究し、研究開発や技術の設計を産業・経済に展開する中で、常に人・社会との調和を問う努力が求められています。その反復と相互作用に現場で取り組むことこそ、これからの研究開発に必要な要件ではないでしょうか。

新興科学技術の事例で考えてみると、まず、研究開発の事後的に、つまり直近で解決しなければならない倫理的・法制度的・社会的課題がすでに顕在化しているケースが考えられます。例えば、自動運転に関する技術の安全性にかかる法的規制や、意思決定支援などで広範な利活用が進んでいる人工知能、ゲノム編集技術作物・食品などはこれに当てはまります。これらは、研究開発の現場においてすでに多くの課題が認識されており、対応と解決策の模索を目標とし、人文学・社会科学の研究者やステークホルダー、研究開発の現場の協働が求められています。

もうひとつは、研究開発について予見的に、すなわち、科学技術の不確実性・不定性ゆえに具体的な課題は顕在化していないものの、将来起こり得る正負の影響やリスク、人・社会との調和の可

能力をいち早く予見し、その調整を図ることが求められるケースです。例えば、さまざまな分野に革新をもたらす可能性がある合成生物学やマテリアルズ・インフォマティクス、技術によって人の能力を増強する人間拡張工学、人の心的状態を推論し介入するニューロ・テック、急速に利用が拡大している生成 AI などが想定されます。これらの萌芽的な科学技術領域では、人や社会がその科学技術をいかに受容し適応・順応するかという視点からの議論のみならず、不確実性を前提とした上で、あるべき人・社会の姿とはどのようなものなのか、また、その実現に至るシナリオを、人文学・社会科学の研究者や各ステークホルダーとともに探索し評価しながら、科学技術の意義とあり方を問うアプローチが、一層重要になると考えられます。

加えて、新興科学技術以外にも、すでに実現している既存の科学技術の応用や政策手法への導入について、そこから生まれるサービスやそれに伴う倫理の考え方、実現を目指す価値の導出など、ELSI の検討が急務な分野があります。例えば、自動顔認識など生体認証技術の活用とプライバシー、ブロックチェーン技術の利用における倫理やガバナンス、細菌・ウイルス研究やドローン技術とデュアルユース(dual use; 用途両義性)、ジェンダード・イノベーション(gendered innovation; 性差の理解に基づいた科学技術研究・イノベーション)、行動経済学のナッジ手法の公共政策への適用に関する倫理などが挙げられます。これらは、社会制度や研究開発のあり方、人の行動変容などに大きな影響を及ぼす可能性を持ちますが、人・社会との相互作用によってイノベーション創出が期待される領域でもあり、新しい視点での取り組みが重要と考えられます。

なお、共創的科学技術イノベーションは、自然科学、人文学・社会科学の研究者、技術開発者、社会で生活する市民など、実に多様なステークホルダーの協働活動そのものです。単なる形式的な共同研究や、市民に対する一方的な理解増進活動、追従的なリスク管理やコンプライアンスに終始しないためには、共創を成り立たせる科学技術コミュニケーション¹⁾が重要になります。コミュニケーションに関する情報技術や認知科学が進展する今、「対話」や「議論」の方法の効率化・高度化も検討すべき事項です。共創的科学技術イノベーションを試行する中でのコミュニケーションにおいては、日本特有の文脈も存在すると思われ、ここにも、重要な研究開発要素があると考えます。

■経験と歴史に学ぶ

上記に述べてきたような視点について研究開発として取り組むにあたっては、過去の経験を踏まえることが重要です。科学技術と人・社会の関係深化について、ELSI や RRI の概念が出てくる以

¹⁾ ここで言う科学技術コミュニケーションとは、専門家と非専門家間の科学技術トピックスの応答や言語的コミュニケーションといった狭義のものにとどまらず、「理解増進」「双方向コミュニケーション」「対話」「政策過程への参画」「共創」といった多層性を持つ、科学技術イノベーションと社会との関係深化における活動そのものを指します。

前から、いわゆるトランスサイエンス問題（科学に問うことはできるが、科学だけでは答えることができない問題群）は日本にも存在し、真摯な取り組みがなされてきました。例えば、公害問題や、化学物質テロ、BSE 問題や東京電力福島第一原子力発電所事故、そして COVID-19 パンデミックとそれに伴うさまざまな問題などはその典型例であり、科学技術と人・社会の関係において歴史的に大きな転換点となるはずです。

今、そしてこれから、新興科学技術にかかる倫理的・法制度的・社会的課題や共創的科学技術イノベーションに取り組むにあたって、過去の実績と課題に学ぶとともに、未来がその経験と予測をはるかに超える可能性があることに思いを馳せつつ検討することは、研究開発の姿勢として必須です。

以上のような点を重視して、本プログラムでは、科学技術と人・社会との間に生起する普遍的、また日本社会ならではの諸課題を対象として、研究者やステークホルダーの知を結集した実践的・包括的な ELSI/RRI の研究開発を推進します。

試行を通じた具体的なケースの提示と、国内外への積極的な発信に取り組むとともに、プログラム終了後も継続する機能や仕組みの構築、多様な ELSI/RRI 人材の育成に取り組むことで、科学技術と人・社会が調和する、責任ある研究・イノベーションのエコシステムを構築することを目指しています。

第 3 章 研究開発プログラムの概要

3.1 プログラム目標

本プログラムは、科学技術が人・社会と調和しながら持続的に新たな価値を創出する社会の実現を目指し、倫理的・法制度的・社会的課題を発見・予見しながら、責任ある研究・イノベーションを進めるための実践的協業モデルの開発を推進します。

3.2 研究開発対象

本プログラムは、責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着に資する、実践的協業モデルの創出に向けた ELSI/RRI の研究開発を対象とします。具体的には、科学技術の進展の先にあるべき社会像や、人・社会にもたらす新たな価値や変化の「探索と予見」、それに伴って生じるリスクやベネフィット、インパクトの「分析と評価」、人・社会・倫理の観点に立った研究開発の「設計とガバナンス」、そして、責任ある研究・イノベーションの推進に資する「科学技術コミュニケーションの高度化」に取り組む研究開発を推進します。

本プログラムでは、科学技術と人・社会との間に生起する日本社会ならではの諸課題をも対象としつつ、国際的な展開・発信を念頭に置いて取り組むことを重視します。このとき、日本の社会や文化、歴史の特性も意識した視点で考えることが大切です。日本社会の文脈や、日本の事例が持つ一般性・特殊性について考察を深めることで、改めて科学技術と人・社会との最適な適応方策の発見や、グローバルに通用する新しい価値創造につながることを期待します。従って、海外の研究や事例の単なる紹介や理論の適用に終わらないことを求めます。

研究開発プロジェクトにおいては、具体的な科学技術の ELSI 対応への取り組みを基盤とした研究構想であることを重視し、対象とする新興科学技術の研究開発の現状を踏まえ、すでに ELSI が顕在化し事後的だが解決のインパクトが大きなもの、研究開発の初期段階から予見的に ELSI 検討に取り組むべきもの、すでに社会実装が進んでいる科学技術だが ELSI 検討が急務なものなど、具体的な課題設定を求めます。

なお、本プログラムは、ELSI/RRI の営みの基盤強化や普及・定着に資する研究開発も重視しています。例えば、新興科学技術と社会との関わりに関する国際比較調査や動向分析などを通じて理論構築に取り組む研究開発、ELSI/RRI の人材発掘やネットワーク構築に取り組む研究開発、多様な新興科学技術に適用しうる ELSI/RRI の方法論や評価指標の研究開発なども想定します。これらの研究は、必ずしも総合的なチーム体制や実践的な取り組みを必要とせず、実施期間や予算など比較的小規模なプロジェクト構想も想定されます。

期待される主なアウトプットの例は、以下 a～c のとおりです。

a. ELSI への具体的な対応方策の創出

- ELSI 観点でのリスク・ベネフィット、インパクトなどの分析・評価
- 新たな価値を提供するビジネスデザインや、知財・標準化戦略の提案
- 法規制などのレギュレーション、認証・標準化などの枠組みや、保険・補償などの経済的手法も含めたルール形成への提言
- さまざまな社会・環境下での、研究開発の設計指針や境界条件、行動規範（CoC）の提案
- リスクガバナンスのための評価指標や指針、共通認識となりうるガイドラインの提案

b. 共創の仕組みや方法論の開発

- 研究開発の上流段階から、科学技術が人や社会に与える影響や倫理的・法制度的課題を、研究現場に機動的・有機的にフィードバックするための仕組みや方法論の開発
 - 科学技術の先にあるべき社会像、取り巻く問題構造や課題群、関わるステークホルダーの探索・予見・分析
 - 共創的科学技術イノベーションのための対話設計・コーディネーション手法
 - 上流からのステークホルダーとの共創手法やテクノロジーアセスメントなどの機能
- 科学技術コミュニケーションの機能とデザインの高度化のための実証的検証と開発
 - 多様な立場のステークホルダー間における、科学技術やリスクの知識翻訳手法
 - 多様な視点の存在を意識した、建設的な議論の成立や収斂の対話・調整手法
- 情報通信技術など新たな科学技術を活用した、科学技術コミュニケーションの高度化に資するシステム、ツール、評価方法・指標の開発

c. トランスサイエンス問題の事例分析とアーカイブに基づく将来への提言

- 日本や世界が直面した過去及び現在の顕著なトランスサイエンス問題に関する事例分析と課題の抽出、アーカイブ化に基づく、将来への提言と海外に向けた発信
- ※科学技術の ELSI への取り組みを基礎づけ、展開するために参照すべき、科学技術と人・社会との関係に関わる重要な問題とみなせるもの、とくに、人の命に関わるような社会的インパクトの大きな問題も対象とします（例えば、COVID-19 をはじめとする新興感染症に関わる問題、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故なども含みます）。

なお、共創的科学技術イノベーションの実践や方法論開発に焦点をあてた「b. 共創の仕組みや方法論の開発」については、対象とする科学技術や ELSI の特性を踏まえ、「a. ELSI への具体的な対応方策の創出」と一体的に取り組むことが望まれます。また、ELSI への取り組みを基礎づけるために、「c. トランスサイエンス問題の事例分析とアーカイブに基づく将来への提言」に取り組む提案も歓迎します。

もちろん、研究構想の内容に応じて、ここに挙げていないアウトプットの提案も十分想定されます。a. ～ c.の研究開発要素にどのように取り組むのかに応じて、研究開発期間や予算規模、実施体制なども柔軟に構想・設計し、提案してください。

3.3 研究開発の実施体制、提案および研究開発にあたっての留意事項

- 国内の大学、研究機関、公益法人、民間企業、NPO・NGO、行政機関など、組織として JST からの研究委託が可能な主体と連携して研究開発を実施してください。
- 研究開発の実施にあたっては、人文・社会科学、自然科学、工学者、企業、NPO・NGO、メディア、URA、コミュニケーター、法曹、行政、地域社会等の、問題意識や課題を共有する研究開発の現場・ステークホルダー・コミュニティとの具体的な連携や協働の下に取り組むことを原則とします。これまで、人文・社会科学を中心として ELSI/RRI に関する先駆的な研究開発や取り組みがなされてきており、本プログラムは、それらの知見の活用や人材の活躍を基盤としつつ、自然科学や産業における研究開発現場との連動・接続にチャレンジする提案を期待します。
- ELSI/RRI の営みの基盤強化や普及・定着に資する研究開発にあたっては、必ずしも現場やステークホルダー、コミュニティとの具体的な連携や協働の下に取り組むという原則を適用しません。連携や協働の有無にかかわらず、優れた提案を採択します。
- 本プログラムは、個別テクノロジーの研究開発そのものの支援ではなく、その責任ある遂行を支援するための研究を目的としています。従って、現在推進中の他の既存研究開発事業やプログラムとの連携・接続を含めた提案も歓迎します。
- 研究対象、研究の手法や前提条件、技術開発におけるデザインなど、研究開発のあらゆる側面においてジェンダーをはじめダイバーシティの視点に配慮することとします。
- 研究開発を推進しながらも人・社会の変化やニーズを把握し、ビジネス創出への視点を持つことにより、スピーディに成果の還元と発信をすることを求めています。
- 研究開発の企画・実施にあたっては、RRI の視点を重視します。すなわち、先見性(Anticipatory)、

省察性 (Reflective)、熟議性・包摂性 (Deliberative, Inclusive)、応答可能性 (Responsive) のアプローチを組み込むことが重要です。

- 本プログラムは、研究開発の実践を通じて、ELSI/RRI に関する深い理解を持ち、それを研究開発の場で生かすことができる人材の輩出を目指しています。具体的には、人文・社会科学や特定の科学技術を専門としつつも、従来の専門性の枠組みに閉じることなく複数の科学技術分野・テーマを横断して ELSI/RRI の実践、あるいは関与ができる人材などです。そのため、20～40 代の若手人材のプロジェクト参画や雇用を歓迎します。プロジェクトで若手研究者を雇用する場合には、研究代表者にはその育成計画（必要と考えるスキル・能力、経験を積むための工夫、本プログラムで獲得したスキル・能力を継続的に利活用できる場の想定など）を示すことを求めます。

3.4 本プログラムのマネジメントについて

JST RISTEX は、以下のような体制及び方法で本プログラムを運営します。

- プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行う。
- プログラム総括に対し、専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置く。
- その他、必要に応じて、研究開発の推進や評価に必要な特定分野の専門家などの外部有識者に対し、プログラム推進委員や評価専門委員を置いて意見を求める。
- プログラム総括、プログラムアドバイザー、プログラム推進委員、事務局が一体となり、プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な取り組み（プログラム会議の運営、研究開発への助言、サイトビジットの実施など）を行う。
- プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整やプロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行う。
- プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
- プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラム全体会議など）を積極的に行う。また、研究開発の取り組みや成果のアウトリーチ活動（成果報告会や Web などでの情報発信など）も実施する。

その他、本プログラムでは以下のような活動の実施も予定します。

■チーム・ビルディングのためのネットワーキング活動

本プログラムでは、研究開発の初期段階から、自然科学、人文・社会科学の研究者並びに社会の多様なステークホルダーによる共創を目指す、「チーム」による研究開発プロジェクトの実施を想定しています。しかしながら、異なるセクターや専門分野の者同士が日常の中で邂逅し、研究開発プロジェクトのチームを形成することは必ずしも容易ではないと考えます。

本プログラムは、JST 内外の機関の協力も得ながら、年間を通じて幅広いセクター・分野から潜在的な提案者・参画者を発掘する活動を行い、邂逅のためのオープンフォーラムなど、ネットワーキングのイベントを継続的に企画・展開します。

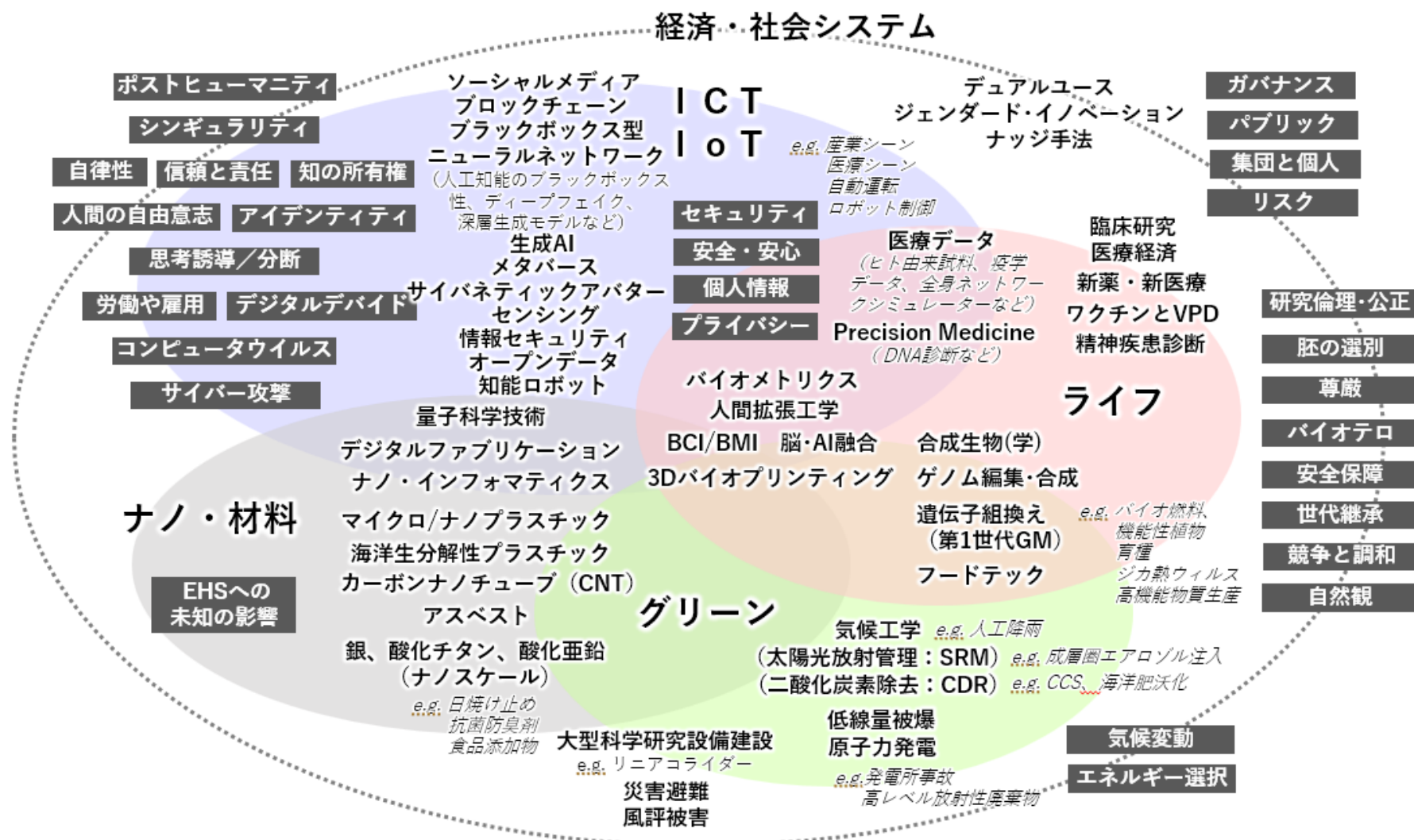
その他にも、プログラムあるいは JST が介在することによって、プログラム内外の研究者やステークホルダーとの協働・連携可能性やチームの体制強化が見込まれる場合は、積極的にネットワーキングやその支援を行います。

■生命や人・社会の根源的価値に対する問いの「言説化」の取り組み

研究開発の推進においては、各プロジェクトに参画する人文・社会科学、自然科学、工学の研究者、技術開発者、社会の関与者など多様なメンバー間で、「生命や人・社会の根源的価値に関わる共通課題」（問い）を模索し、継続的に議論を重ねることを求めます。この議論では、「人や社会の善きあり方」に関わる諸概念を検討するという視座から、研究開発の問いの立て方を検討すること、実践や成果の意義を批判的に評価する営みを通して、ELSI/RRI が内包する課題とそれに対する応答を「言語化」、「表象化」していく作業が必要になります。本プログラムでは、この活動を「言説化」の取り組みと呼び、プログラムとしても支援を行い、積極的に推進しています。

言説化の取り組みは、対象とする科学技術が目指す社会のあり方の是非、実現しようとしている価値、科学技術がもたらす問題の責任の所在など、ELSI/RRI への取り組みが真に人類にとって価値のある社会の実現につながるための「問い」を立て、それに関わる思索の言語化に挑戦することでもあります。

本プログラムでは、この言説化の取り組みを、プログラムの全体構想を支える基盤として位置づけており、プロジェクト横断的な議論も重視します。そのために必要な活動や場の設定、国内外への発信などについても、プログラム総体の活動として取り組んでいきます。



(CRDS-FY2019-RR-04「科学技術イノベーション政策における社会との関係深化に向けて」、CRDS-FY2021-RR-07「ELSIからRRIへの展開から考える科学技術・イノベーションの変革—政策・ファンディング・研究開発の横断的取り組みの強化に向けて」などをもとに作成、2024/03改訂)

図. 各分野の特徴的な新興科学技術と、倫理的・法制度的・社会的課題に関するキーワードの俯瞰 (例)

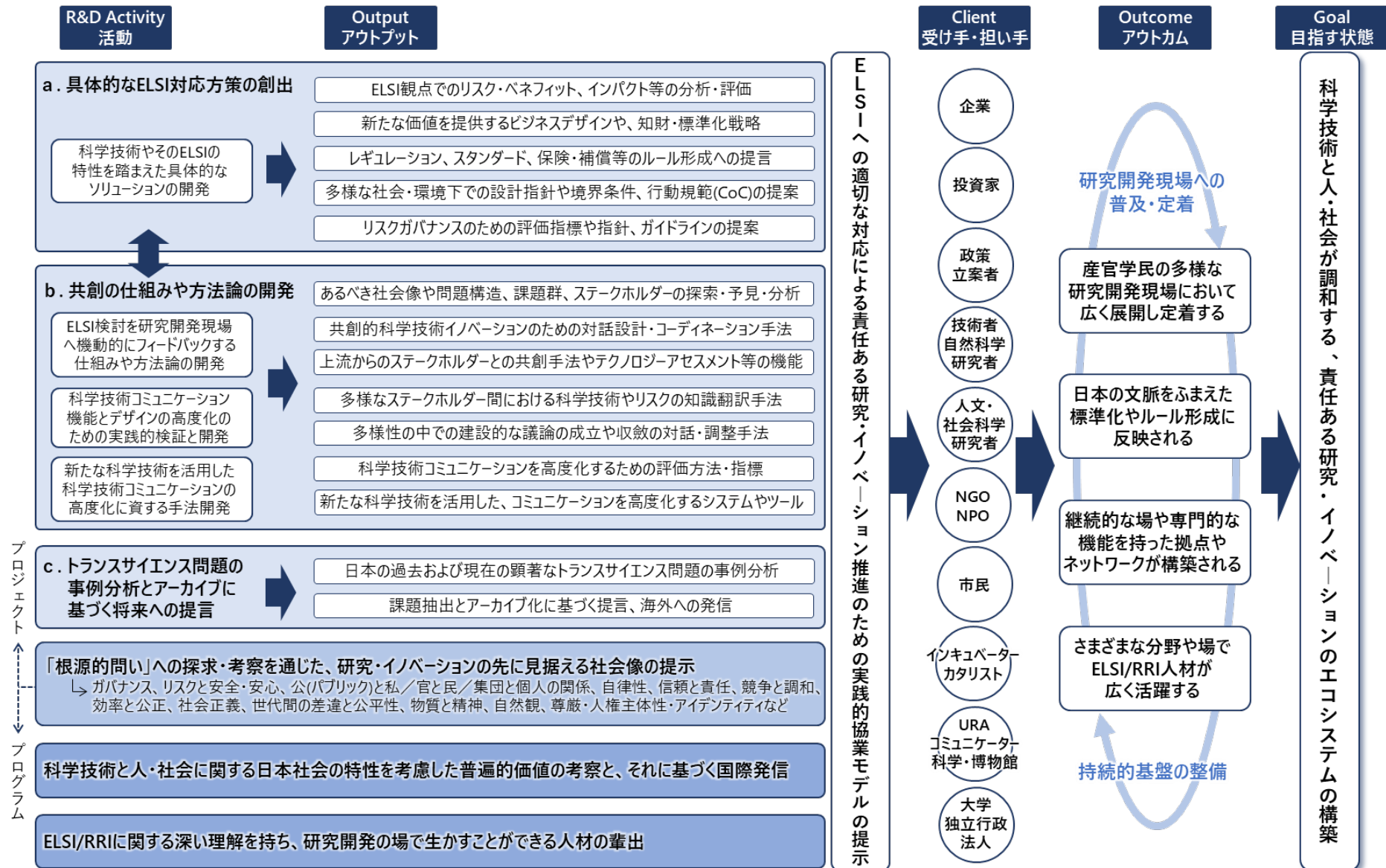


図.「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」のロジックモデル

第 4 章 公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.5 応募方法」参照。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールなどによる応募受付はできません）。

募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記載漏れなどを指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認の上での提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	4 月 10 日（水）
募集説明会	4 月 25 日（木）オンライン実施 詳細は決定次第、下記の提案募集ウェブサイトに掲載します。 (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html)
提案書受付期限※	6 月 5 日（水） 正午
書類選考期間	6～7 月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡（予定）
面接選考会	8 月 5 日（月）、6 日（火）オンライン実施
面談（採択条件の説明）	8 月 19 日（月）、20 日（火）オンライン実施
選考結果の通知・発表	10 月上旬（予定）
研究開発の開始	10 月上旬（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

4.2 研究開発期間・研究開発費

本プログラムでは、研究開発テーマの特性や社会ニーズなどに応じた柔軟性・機動性を持ったファンディングを行う観点から、提案内容に応じて、予算規模や期間を柔軟に設定します。

そのため、通常の研究開発プロジェクトに加え、例えば、①取り組むべき ELSI の具体化検討や論点整理を集中的に行い研究開発計画の充実化を図る、②必要な研究分野やステークホルダーの模索や連携を行い十全な研究実施体制を構築する、などについて取り組むプロジェクト企画調査の枠組みも設定します。

■研究開発プロジェクト

- 研究開発期間： 1～3年6ヶ月（※1）
- 研究開発費： 600～1,200万円／年（直接経費）程度（※2）

※1 研究開発期間の設定は、12ヶ月（2024年9月）～42ヶ月（2027年3月）です。

※2 研究開発内容に応じて、研究開発期間や予算規模を柔軟に構想・設計し、提案してください。

■プロジェクト企画調査

- 企画調査期間： 6ヶ月（単年度）
- 企画調査費： 150～300万円／半年（直接経費）程度（※1）

プロジェクト企画調査は、独立した調査・研究活動そのものを目的とするものではありません。将来的に本プログラムへの研究開発プロジェクトの提案・実施につながることを期待され、そのために必要な研究開発設計の仮説検証や実施体制の補完などに取り組むことを企図した枠組みです。

従って、原則として本プログラムの次回公募に応募することを条件とします。その際には、他の提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。

※1 研究開発内容に応じて、研究開発期間や予算規模を柔軟に構想・設計し、提案してください。

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

研究機関に配分される研究開発費の決定にあたっては、プログラム総括による研究開発進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させていただくことがあります。詳しくは「5.5 研究開発費」を参照してください。

4.3 採択予定件数

研究開発プロジェクト： 3件程度

プロジェクト企画調査： 3件程度

4.4 応募要件

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。
応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をお読みください。

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

4.4.1 重複応募について

- (1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。
- (2) 本プログラムは、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム」（シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ、及び社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築、および情報社会における社会的側面からのトラスト形成）の 2024 年度公募に重複して応募することはできません。
- (3) 現在、社会技術研究開発事業の研究代表者は応募できません。
（ただし、当該研究開発の実施期間が 2024 年度内に終了する場合を除く。）

4.4.2 提案者の要件

- a. 実施者を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下に該当する方も、提案者として応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の研究機関に所属していない、または海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※「国内の研究機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方公共団体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. 研究開発プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等」を参照してください。例えば、研究開発プロジェクトの実施期間中、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案期限までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。
- e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究開発費の不正使用を行わないこと。
 - ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認していただきます。

4.4.3 研究機関の要件

本プログラムにおける研究開発を推進することができる（委託研究契約を締結することができる）のは国内の研究機関のみですが、民間企業、各種団体、NPO、大学など主体を問いません。

「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」も参照してください。

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.9 研究機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中に、事務管理体制・財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

4.5 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできませんので、ご注意ください。

詳細は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（1）研究機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（提案時点では、研究代表者のみで構いません）。新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトも参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的研究費に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

本プログラムへの応募は、必ず提案者自ら提案書を作成し、応募していただくことをお願いしています。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>) から提案書様式をダウンロードし、本公募要領をよくお読みいただいたうえで、「第 9 章 提案書の記載要領」の説明を参考に記載してください。

提案内容は専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「社会技術研究開発事業」への応募は、提案者ご自身から e-Rad にて直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

応募するフェーズ（「研究開発プロジェクト」または「プロジェクト企画調査」）によって、提案書の様式が異なります。特にご留意ください。

4.6 選考方法

4.6.1 選考の流れ

選考は、提案書に基づく書類選考とその通過者に対する面接選考を行い、「4.7 選考にあたっての主な視点」を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知

します。

(3) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更などについては、本プログラムの提案募集ウェブサイトにて随時お知らせします。

(4) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録する連絡先（電子メールアドレスや電話番号、住所）については、間違いのないよう記載してください。

4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及び実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビューアの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。選考に関わる者との利害関係や懸念点等がある場合は、提案書の「様式 8 利益相反マネジメント」に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は被評価者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 提案者と同一の企業に所属している者又は被評価者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究実施者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者（実施者）を主たる実施者とする

提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該研究機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の「様式 8 利益相反マネジメント」にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST に係る利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を研究機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を研究機関とする場合、提案書の「様式 8 利益相反マネジメント」にて出資先企業が研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST

から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST に係る利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

4.7 選考にあたっての主な視点

提案にあたっては、研究開発プロジェクトあるいはプロジェクト企画調査のいずれかに応募することができます。

なお、研究開発プロジェクトへの応募のうち、プログラム総括が研究開発構想のさらなる具体化が必要と判断したものについては、プロジェクト企画調査として選考を行うことがあります。

選考にあたっては、以下のようなポイントを重視しながら、提案された予算規模に応じて総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。提案にあたっては、「第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」を必ず参照してください。

〈研究開発プロジェクト〉

- ① 提案する研究開発プロジェクトの目標が本プログラムの目標と合致し、研究開発対象として出発点となる課題あるいは科学技術の設定が明確であること
- ② 提案する研究開発の意義が論理的に述べられ、研究開発の先に実現しようとする、責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着に資するビジョンが具体的に構想されていること
- ③ 提案する研究開発（研究開発の着眼点や問題設定、実施体制、研究開発マネジメント上の工夫など）の独創性が具体的に述べられ、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向に鑑み挑戦的であること
- ④ 提案する研究開発成果のインパクト（学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など）が見込まれること

- ⑤ 提案する研究開発の推進や実装上における課題・障壁や困難さについて想定し、その対応方策についても具体的に検討されていること
- ⑥ 問題意識や課題を共有する研究開発の現場とステークホルダーとの具体的な連携・協働の下に必要な研究開発の実施体制がすでに構築されている、あるいはこれから構築する実施体制の構想と計画が具体的であること（研究開発実施期間中の補強なども含む）
- ⑦ 研究開発提案に対して、計画（予算規模、期間、マイルストーンの設定など）が適切であること

その他、以下の点についても加点要素として評価の対象とします。

- ・ 新興科学技術の研究・開発の現場やステークホルダーとの実践的かつ挑戦的な協業の具体性（新興科学技術に関する、現在推進中の他の研究開発事業やプログラムとの連携・接続を含めた提案も歓迎する）
- ・ 創出しようとするアウトプットの設計や実装に向けた道筋の具体性
- ・ 日本社会の文脈や、日本の事例が持つ一般性・特殊性などの考察を踏まえた上で、グローバルに通用する普遍的な価値の形成や国際的な展開につながる可能性
- ・ 提案する研究開発プロジェクトを通じて育成・輩出を目指す人材に必要と考えるスキル・能力の具体的な設定と、そのための工夫、並びにプロジェクト終了後の構想の具体性

〈プロジェクト企画調査〉

- ① 提案する企画調査の先に実施予定の研究開発目標が本プログラムの目標と合致すること
- ② 提案する企画調査の先に実施予定の研究開発の意義が論理的に述べられていること
- ③ 提案する企画調査の先に実施予定の研究開発アイデアの独創性や研究開発成果のインパクトの大きさが具体的に述べられ、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向に鑑み挑戦的であること
- ④ 企画調査期間中に取り組むべき課題（必要な論点整理、研究開発計画や将来構想の具体化、想定される課題・障壁の同定と対応方策の検討、必要な実施体制の構築など）が明確であること
- ⑤ 提案する企画調査内容に対して、計画（予算規模、期間など）が適切であること

プロジェクト企画調査についても、前述の加点要素への対応は評価において考慮します。

4.8 その他、留意事項

提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない場合があります。

研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。

詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

(1) 公募要領の掲載・提案書の提出先等

公募要領 及び 最新情報	JST 社会技術研究開発センター 2024 年度 提案募集ウェブサイト https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html
公募要領 及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ウェブサイト https://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

<u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類 の作成・提出に関する 手続きなど	JST 社会技術研究開発センター（募集担当） (社会技術研究開発事業全般に関するお問い合わせ) E-mail : boshu@jst.go.jp (本プログラムへの応募に関するお問い合わせ) E-mail : boshu-elsi@jst.go.jp <u>お問い合わせは電子メールでお願いします。</u>
<u>e-Rad について</u> 研究機関・実施者の登 録、e-Rad の操作方法 など	府省共通研究開発管理システム e-Rad ヘルプデスク https://www.e-rad.go.jp/contact.html Tel. 0570-057-060 (ナビダイヤル) (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには、一切回答できません。

※提案書受付期限日（募集締切日）は大変混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第 5 章 採択後の研究開発推進等について

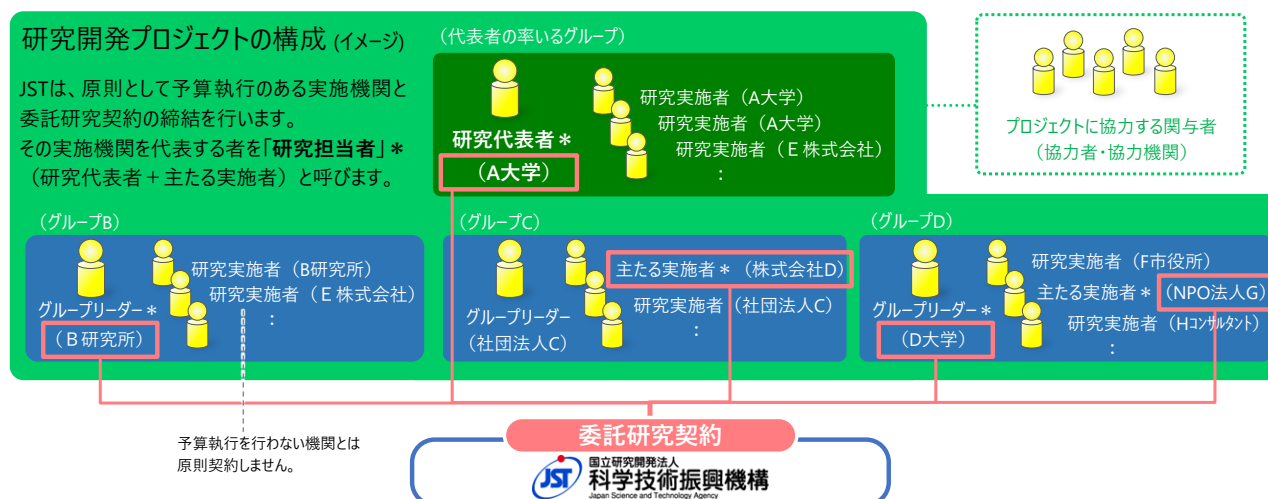
5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年度研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時にプログラム総括の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年度研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括は、プログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- c. プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- d. プログラム総括の判断により、プロジェクトの期間の短縮、研究開発費の減額もしくは中止を行うことがあります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、プログラム総括によるマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、課題解決に取り組む人々をプロジェクトメンバー（数名～20 名程度）として参画させ、適切な実施体制（グループ）を構築していただきます。プロジェクトメンバーには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者も含めます。
- b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確化させた上で、研究開発を実施します。
- c. JST は、予算執行を行う実施者（研究代表者、主たる実施者）の所属機関（研究機関という）と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



5.3 実施拠点

実施者は研究機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

- 採択後、JST は研究担当者（研究代表者、主たる実施者）の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- 海外の研究機関とは、「共同研究契約」を締結します。知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JST との均等共有になります。（当条件に合意できない場合には、JST に帰属することになります。）知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。その他の責務等の詳細は「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」を参照してください。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者・主たる実施者及び採択後に作成する研究開発計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金：[人件費] 本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、主たる実施者を除く）の人件費（※2）・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※3）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端

研究基盤部会) において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」

（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のウェブサイトにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_ristex_betten9.pdf

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月

31 日改正) に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.6 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告をお願いすることがあります。また、年度報告は次年度計画の承認にも係りますのでご注意ください。

また、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、研究開発の継続が困難になった場合、もしくは当初の研究開発計画よりも早期に事業計画の実行が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括、及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、研究開発計画の修正や研究開発期間の変更（研究開発の中止を含む）をお願いする場合があります。

なお、プロジェクトの進捗報告については、プログラム総括、プログラムアドバイザー、事務局等向けだけでなく、多様なステークホルダーや広く一般に向けた形での報告・広報も重視します。小冊子や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信が行える体制づくりをご検討ください。

5.7 プロジェクトの評価

- ・研究開発提案は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。
- ・全てのプロジェクトについて、研究開発実施終了時に、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て事後評価を実施します。
- ・研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認した

とする文書を JST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。
また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 研究代表者及び実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略、進捗状況等を確認する会議（サイトビジット時の実施を想定）やその他評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を研究機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラム目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行っていただき

ます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、本事業が運営する「社会課題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と研究機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.9 研究機関等の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。

また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の Web サイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（6.27(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月

26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(6.28 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づくについて)。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、プ

プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部または一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する研究機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。

また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時または年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の研究機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.4 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であることが示された場合、実施者として参加可能です。
- b. 研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて研究契約を締結しなければなりません（研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります）。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
- c. 研究機関は、研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. その他、条件の詳細については、最新の「共同研究契約書」雛形をご覧ください。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

^{*} 経済産業省は、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

5.11 その他留意事項

5.11.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者等が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発プロジェクト等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究開発プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究提案（代表）者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、以下ウェブサイトを参照してください。

RISTEX ガイド <https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchethics.html>

ダイジェスト受講 <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■ 公募に関する相談窓口

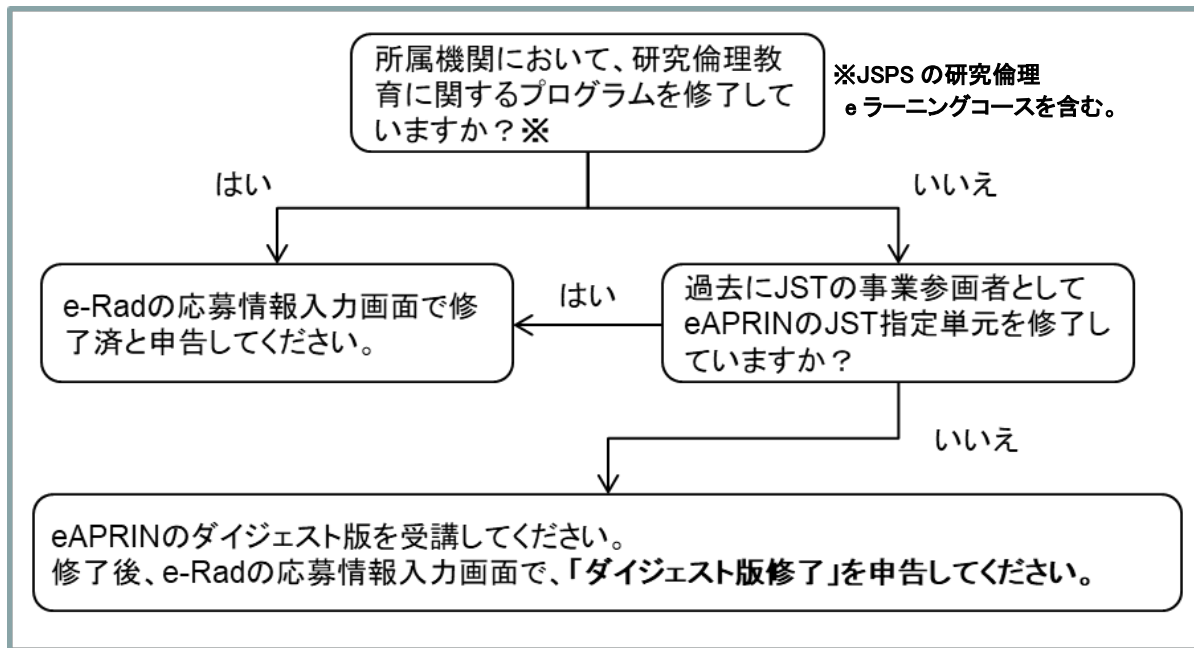
国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 募集担当

（社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ） E-mail : boshu@jst.go.jp

（本プログラムへの応募に関するお問い合わせ） E-mail : boshu-elsi@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
 - ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
 - ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
 - ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
 - ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
 - ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
- (研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。今年度においても同様に対応いたしますので、採択の場合は、原則として全ての研究開発実施者(主たる実施者を含む)に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消または減額配分（以下「研究課題の不採択等」という）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※所属する機関内において配分されるような基礎的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者または研究グループ（以下「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる実施者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守

秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当課間で共有します。

6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーシ

ョン戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者または共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3・4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	①社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費等を受給した研 究者及びそれに共謀した研究 者			5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応 じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> （競争的研究費制度）

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査または研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_ristex_betten9.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（PI）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

6.10 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費等において以下のとおり対応しています。

- （１）JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- （２）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- （３）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) または「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2023（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）」において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入され

た研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究開発目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2023」[閣議決定（R5.6.9）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf

- 競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルール等について[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度（※）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」と指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

6.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)」や「男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政

策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

6.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲等の方針については、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/senjukanwa_houshin.pdf

6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた

研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。また、当該取り組みへの間接経費の活用も検討してください。

6.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外

為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を提供しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件またはインフォームド要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務が

あります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 【一般財団法人安全保障貿易情報センター】
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

6.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」といいます。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

6.21 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

○（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては以下のような例があります。

○サイエンスアゴラ <https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

○日本科学未来館 <https://www.miraikan.jst.go.jp/>

6.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を 2017（平成 29）年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与

していただきます。メタデータを付与した管理対象データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

(※ 1) データマネジメントプランに記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

- ・ 公的資金による研究データの管理・利活用（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- ・ 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

（統合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- ・ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2023 年 3 月 31 日時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.23 NBDC からのデータ公開について」も参照してください。

6.23 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（<https://humandbs.dbcls.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25

年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース カタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

6.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JST RISTEX Grant Number (10 桁の体系的番号)」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、【JPMJRS + 英数字 4 桁】です。(下 4 桁は、採択時に個別に付与されます。)

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は、以下のとおりです。

(英文例) This work was supported by JST RISTEX Japan Grant Number JPMJRS****.

(和文例) 本研究は、JST RISTEX, JPMJRS****の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

6.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 5 年 4 月時点で 8 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

6.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、さらなる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下文部科学省のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、委託研究契約締結までに、当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行ってください。

なお、令和 5 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、こちらに該当する場合は、令和 6 年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和 6 年 12 月 1 日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、JST から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組についても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取り組み状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 6 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※上記のウェブサイトは、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの内容ですので、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストに関することにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイトにて御確認ください。

※提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下ウェブサイトを参照ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

（３）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（い）契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、

次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、または行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（iii）他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜、本事業のウェブサイトその他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開します。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

6.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6.32 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるようご協力をお願いします。

6.33 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

※特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前

は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

※推奨動作環境（https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html）を、あらかじめご確認ください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）提案者は、事前に研究機関及び所属研究者の事前登録が必要です。

詳細は「7.5（1）」を参照してください。

（2）提案者は、事前に研究インテグリティに係る情報を e-Rad に登録する必要があります。

詳細は「7.5（2）」を参照してください。

（3）e-Rad への情報入力、募集締切前数日以上以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

（4）入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。

詳細は「7.5（5）e-Rad への応募情報入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開につ

いて」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者用マニュアル」や「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

(5) 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。

詳細は「7.5（6）研究開発提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者用マニュアル」を参照してください。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録、研究インテグリティに係る情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

※詳細は 7.5 (1)、7.5 (2)



(2) 公募要領及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、公募要領と提案書様式をダウンロードします。

応募するプログラムや研究タイプにより提案書様式が異なりますのでご注意ください。

※詳細は 7.5 (3)



(3) 提案書の作成（5MB 程度以内）※詳細は 7.5(4)



(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間の目安は 60 分程度です。※詳細は 7.5 (5)



(5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。

応募するプログラムにより提出先が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5 (6)

7.4 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、採否を含む審査状況に関する問い合わせには、一切回答できません。提案書受付期限日（募集締切日）は大変混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

募集内容について 制度・事業、提出書類 の作成・提出に関する 手続きなど	JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 (社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ) E-mail : boshu@jst.go.jp (本プログラムへの応募に関するお問い合わせ) E-mail : boshu-elsi@jst.go.jp
e-Rad について 研究機関・研究者の 登録、e-Rad の操作 方法など	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-057-060（ナビダイヤル） (9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

○本事業の提案募集ウェブサイト：<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時まで、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に

他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには ID を取得していただく必要があります。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

（2）研究インテグリティに係る情報の登録

※e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)に本情報の入力を行っていない場合は必ず情報の登録を行って下さい。既に登録済みの方は必要ありません。

2021 年 12 月 17 日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理的重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度 名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。

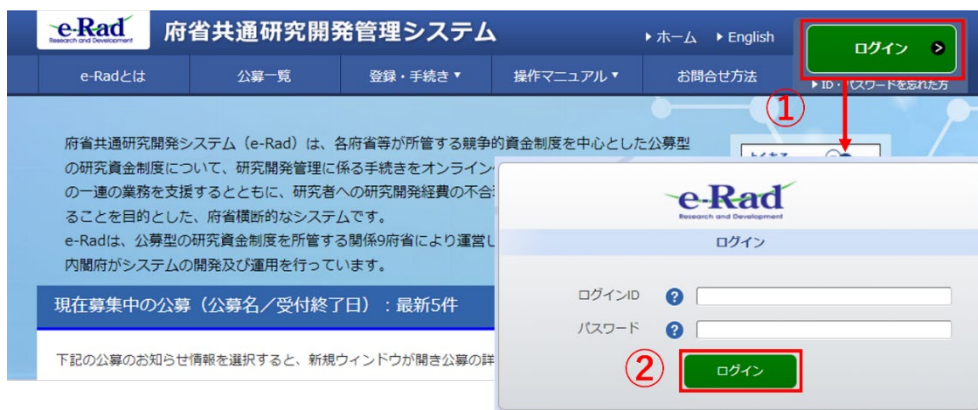
このため、以下の手順に従い、**応募前**に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をお願いいたします。

※e-Rad ログイン方法

- ・ e-Rad ポータルサイト画面右上の【ログイン】をクリックしてください。
- ・ 提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時は、初回設定が求められます。



- 1) e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。



- 2) 続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリック。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。^②

基本情報

研究分野

所属研究機関

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

機関着任日 (機関着任処理日)	研究機関コード 研究機関名	勤務形態	雇用財源	任期の有無	主たる研究機関	変更承認	科研費応募資格	部署着任日 (部署着任処理日)	部署コード 部署名	職名 (職階)	主たる部署	連携対象
20220301	999999 9001 テ	安定的財						20220301	001	研究員 (研究員・)		

- 3) e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の項目で【行の追加】をクリックして記入欄を表示。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート	機密保持契約締結有無	削除
行の追加						選択行の削除

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
行の追加		選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☐ 報告している

- 4) 「(1) e-Rad 外の研究費」「(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」の記入欄に入力してください。

※「機密保持契約締結有無」欄で「有」を選択した場合、エフォート以外への入力はありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにして下さい。

- 5) 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、

「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分は必須となります。チェックマークが入っていない場合、応募ができません。

④入力

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
選択してください ▼	選択してください (年 月 年 月)		円 ▼ その他の通		無 ▼	☒ 削除しない ☐ 削除(入力ミス) ☐ 削除(契約終了)

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
	選択してください	☒ 削除しない ☐ 削除(入力ミス) ☐ 削除(契約終了)

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☒ 報告している

⑤必須

- 6) すべて入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。
- 7) 「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されるので【OK】をクリックしてください。入力が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

(3) 公募要領及び提案書の様式の取得

- 1) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。



- 2) 「検索条件」から簡易検索し（“社会技術”やプログラム名など）、公募名「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践（2024）」をクリック。

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: [部分一致]

表示件数:

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア

公開中の公募一覧

・公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。

・応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

検索結果のダウンロード

1～1件 (全1件)

公募年度	配分機関	公募名	応募 単位	機関の 承認の要否	締切日時	機関内 締切日時	応募
2024	国立研究開発法人科学技術振興機構	科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム（2024）	研究機関単位	-	2024/6/5 12時00分		応募する >

3) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践（2024）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

公 募 要 領：「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。

※必ず応募するプログラム・年度の様式を確認してください。

異なるプログラム・年度の様式では申請できません。

(4) 提案書の作成

- ・ 提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。
- ・ 提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】を目安としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、次のようなエラーが発生する可能性があるため、必ず開いて確認してください。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

（利用可能な文字に関しては「研究者用操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(5) e-Rad への応募情報入力

1) 公募の検索

公募名「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的实践（2024）」の「応募する」をクリック。

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列 [部分一致]

表示件数

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア

公開中の公募一覧

- ・ 公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
- ・ 応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

1～1件 (全1件)

公募年度	配分機関	公募名	応募 単位	機関の 承認の要否	締切日時	機関内 締切日時	応募
2024	国立研究開発法人科学技術振興機構	科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的实践研究開発プログラム（2024）	研究機関単位	-	2024/6/5 12時00分		応募する

[検索結果のダウンロード](#)

2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。

e-Rad
e-RAD (Researcher's Research Activity Development) System

新規応募 ▼ | 申請の承認 ▼ | 提出済の課題 ▼ | 報告書の提出 ▼ | 自機関情報 ▼ | 研究者情報 ▼ | その他 ▼ | Sitemap | Log Out

事務代表者 > 応募条件

お問合せ | 操作マニュアル | 経過時間 ? (00:08)

応募に当たっての注意事項

以下の注意事項を確認し、承諾した上で応募してください。

応募をする前にお読みください

- 「応募単位」の区分によって研究者自身では応募できない場合があります。**
公募には「応募単位」という区分があり、「研究者」と「研究機関」の2つの単位があります。
※対象の公募の単位は、「公開中の公募一覧」画面（この画面の前の画面）の「応募単位」列で確認可能です。

公募年度	配分機関	公募名	応募単位 ?	
2017	○ ○ ○ ○ ○ ○ 法人	○○○○○○○○○研究支援基盤事業	研究者	「研究者」単位の場合 研究者の方が応募を行うことができます。
2017	○ ○ ○ ○ ○ ○ 法人	○○○○○○○○○共同研究	研究機関	「研究機関」単位の場合 研究機関の事務代表者が応募を行う公募であり、研究者自身から応募を行うことはできません。

※「研究機関」単位の応募をする場合は、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。

- PC等の利用環境の確認

パソコンのOS、ブラウザ等が推奨環境であることを確認の上で応募してください。
※推奨環境以外でご利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
[e-Radの推奨環境を確認はこちら](#)

各公募開始日の注意事項

戻る | 承諾して応募する >

■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。

研究の内容 必須

キーワード 必須

以前の課題をコピーする 一時保存



「応募/採択課題一覧」画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】で、“社会技術”やプログラム名等を検索。

検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

応募/採択課題一覧
応募/採択課題を一覧表示できます。各種申請手続きを行うことができます。

検索条件

制度名 [部分一致] 制度名の検索

事業名 [部分一致] 事業名の検索

公募名 [部分一致] 公募名の検索

課題ID [完全一致]

研究開発課題名 [部分一致]

研究者氏名 [完全一致]

研究者番号 [完全一致]

漢字 (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

フリガナ (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

検索対象 ☒ すべて ☐ 応募課題のみ ☐ 採択課題のみ

表示件数 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件のクリア 検索

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果

1～5件 (全5件) 出力フォーマット [選択してください]

CSV出力項目選択 検索結果のダウンロード

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の種類	申請の状況 (ステータス)	編集/各種申請、実績報告	応募内容 採択 書データダウンロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2024	20266902	社会技術の発展的・創発的・革新的課題 (LSI) への応用技術開発支援プログラム (2024)	20266902	機関名	応募中	一時保存	申請可能な手続きへ	
		基本	-	研究者姓 研究者名				

表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

応募

状態	編集	削除	引き戻し	取下
応募中	編集	削除		

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。この画面はタブ構成になっており、以下①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

注意 本公募は安全保障貿易管理の要件化対象となる公募です。（安全保障貿易管理の詳細 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>）
 本ページ内の入力項目「安全保障貿易管理」項目に記載の内容を確認し、必要に応じて回答してください。
 なお、所属機関における安全保障貿易管理体制の整備が必要な場合は、本ページでの応募（申請）完了後、所属機関の事務担当等へ確認してください。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
 画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
 各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度／公募名

2024年度 / 科学技術の倫理的・法制的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム

課題ID／研究開発課題名

XXXXXXXX / 100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する

☐ 公開する ☒ 公開しない

①～④のタブ

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

①「基本情報」タブ

- ・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）： 2024（年度）

研究期間（終了）： [研究開発プロジェクト]（最大）2027（年度）
[プロジェクト企画調査]（最大）2024（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する
研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦)

必須

最短研究期間: 1年 最長研究期間: 2年

(開始)

年度から(終了)

年度まで

研究分野(主)

研究の内容

必須

Q 研究の内容を検索

クリア

キーワード

必須

キーワード

削除

行の追加

選択行の削除

研究分野(副)を設定する

▼ 任意項目を表示

研究目的：一文で簡潔に記載してください。（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です。）

研究概要：提案書「様式 1：1-1. 概要」に記載する 300～500 字程度の概要文の内容を、転記してください。（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です。）

※「研究目的」・「研究概要」ともに、ファイルのアップロードは行わないでください。

研究目的

200文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと200文字

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究目的ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	

参照 クリア 削除

アップロード

研究概要

600文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと600文字

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究概要ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	

参照 クリア 削除

アップロード

・[重要] 安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象です。「6.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」および e-Rad の記載内容を確認し、所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」へ回答してください。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
 (該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。
 安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html)

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時まで、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。（体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ☐ ? ☐ あり ☒ なし

- ・「基本情報-申請書類」から、**提案書をアップロード**してください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提案書以外の資料を提出しないでください。提出されても審査の対象とはなりません。

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	
参考資料	[PowerPoint (PPT, PP TX)]	10MB	

あと1000文字

参照 クリア 削除

参照 クリア 削除

アップロード

②「研究経費・研究組織」タブ

- ・「研究経費」の2.年度別経費内訳（応募時予算額）を入力してください。

直接経費、間接経費ともに、**2024 年度から終了年度**に予定する額を記載してください。

（間接経費は直接経費の 30%です。）

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

大項目	中項目	2022年度	2023年度	合計
直接経費	直接経費			0 円
	小計	0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の 30%以内) (上 記経費の30%以 内)	間接経費			0,000 円
	合計	0 円		0 円

右にスクロール

- ・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究代表者のみ記載してください。

主たる実施者の記載は不要です（行の追加はしないでください）。

予算額は研究代表者に全て計上してください。

直接経費、間接経費とも**初年度（2024 年度）の額**（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2024 年度と同じ額）を入力してください。

研究組織内の連絡事項は登録不要です。

研究者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。

詳細は、研究者用マニュアルを参照してください。

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）」の入力状況を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

研究者 を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部局/職階 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 必須	直接経費 間接経費 ? 必須	エフオ ート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
代表者 選択行の削除 XXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△)		○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	☒ ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学	直接経費 間接経費 ,000 円 ,000 円				

③「個別項目」タブ

各個別項目について記載してください。なお、入力項目名の横の「？」マークにカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- ・「研究代表者連絡先」には、郵便物を受け取るために必要な情報を正確に入力して下さい。
- ・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・〔確認〕と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックを入れてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては公募要領の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
研究代表者：所属区分 必須		☐ 国立大学 ☐ 公立大学 ☐ 私立大学 ☐ 国立研究開発法人・独立行政法人 ☐ 公益法人 ☐ 社団法人・財団法人 ☐ 民間企業 ☐ NPO ☐ その他	
研究代表者：連絡先区分 必須		☐ 勤務先 ☐ その他	
研究代表者：連絡先 郵便番号（半角） ? 必須			
研究代表者：連絡先 住所（全角） 必須			

④「応募・受入状況」タブ

応募・受入情報タブへの入力作業は不要です。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況		
応募・受入状況					
研究者氏名		○○ ○○○			
本応募での役割		研究代表者			
(1)事業実施中の研究費、応募中の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	年度の研究経費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
○○配分機関 △△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△公募 ○○○○○○○課題 (○○ ○○○)	研究代表 者	9,999,000 円 (9,999,000 円)	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999,000 円)
(2)受入予定の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	年度の研究経費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
○○配分機関 △△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△公募 ○○○○○○○課題 (○○ ○○○)	研究代表 者	9,999,000 円 (9,999,000 円)	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999,000 円)

（6）研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了したら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	提案書.pdf
参考資料	[PowerPoint (PPT, PP TX)]	10MB	

Buttons: クリア, 削除, 参照, アップロード, 入力内容の確認

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

「応募/採択課題一覧」画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。



【検索条件】で、“社会技術”やプログラム名等を検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

正常に提出されていれば、「申請の種類（ステータス）」が「配分機関処理中 申請中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中 申請中」となっていない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中 申請中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先まで連絡してください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。

応募					
状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧
応募中			引戻し		閲覧

■研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。

「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

応募済	受理済	申請
は		

■提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

※**募集締切後は「引戻し」はできません。**

- 1) 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。



- 2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果							
1～1件 (全1件)							
課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題の 状態	申請の種 類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2018	18006321	H30CREST「××と△△」(総括名) 見本	18006321 -	独立行政法人科学技術 振興機構 基礎研 市ヶ谷	応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ
1～1件 (全1件)							

- 3) 応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。

一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」を参照してください。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度	2018年度
事業名	戦略的創造研究推進事業 (さきがけ) 「××と△△」領域
公募名	H30CREST「××と△△」(総括名)
課題ID	18006321
採択番号	-
研究開発課題名	見本

状態 (ステータス)	課題状態	応募中
ステータス履歴協会	申請状態	申請中

応募						
状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		閲覧	

第 8 章 提案公募 Q&A

■研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q1. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A. 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、例えば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q2. 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A. 提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q3. 募集締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。募集締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A. 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。募集締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

(プログラムの修了申告について)

Q4. 過去に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了しましたが、もう一度受講する必要がありますか。

A. 再度受講する必要はありません。e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と申告してください。

(eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版の英語版について)

Q5. 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A. eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を英語版の受講をお願いします。

※eAPRIN は、(一財)公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より「CITI Japan」から「eAPRIN (イー・エイプリン)」に名称が変更されました。

■提案にあたって

(提案者の要件)

Q6. 年齢制限はありますか。

A. 特に年齢制限は設けておりませんが、研究開発期間を通じて、国内の機関等にて研究開発を実施できる体制を構築し、研究開発プロジェクトを推進できることが求められます。

(重複応募)

Q7. JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A. 応募は可能です。ただし、当事業の「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム」(シナリオ創出フェーズ/ソリューション創出フェーズ、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」、「情報社会における社会的側面からのトラスト形成」) の 2024 年度公募に重複して応募することはできません。また、JST が運用する全ての競争的研究費制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト(研究開発課題等)への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて、研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただくなどの調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q8. 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A. e-Rad からの応募に機関承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.8 研究機関等の責務等」もよくお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

（海外の機関での実施について）

Q9. 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A. 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

（研究費の応募受入状況について）

Q10. 「6.2 他府省を含む他の競争的研究費等の応募受入・状況」の記載について、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

A. 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

（面接選考会）

Q11. 面接選考会の日都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A. 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

（研究開発費の根拠について）

Q12. 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A. 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく可能性があります。

（直接経費について）

Q13. 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A. 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・ JST（プログラム総括）の事前承認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるとき

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

(間接経費について)

Q14. 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A. 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正)では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- － 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- － 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等 等

2) 研究部門に係る経費

- － 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

- － 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- － 特許関連経費
- － 研究棟の整備、維持及び運営経費
- － 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- － 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- － 設備の整備、維持及び運営経費
- － ネットワークの整備、維持及び運営経費
- － 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- － 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- － 図書館の整備、維持及び運営経費
- － ほ場の整備、維持及び運営経費 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- － 研究成果展開事業に係る経費
- － 広報事業に係る経費 等

上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、

間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) または「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

(外注について)

Q15. ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

- A. プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q16. 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

- A. 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q17. JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」^{注)}の形式をとるのですか。

注) 委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと

- A. 本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。
JST は、予算執行を行う研究担当者が所属する機関と、個別に委託研究契約を締結します。

(＜主たる実施者／グループリーダー＞ 定義や違いについて)

Q18. 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

- A. 「主たる実施者」と「グループリーダー」の違いは以下のとおりです。

主たる実施者：

JST は、予算執行を行う研究担当者が所属する機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開

発費を支出します。委託研究契約を締結する機関ごとに、その機関を代表する 1 名の「研究担当者」を定めます。研究代表者以外の機関の研究担当者を、「主たる実施者」と呼びます。

グループリーダー：

研究開発プロジェクトは、研究開発内容や計画に応じて、複数のグループにより構成されます。それぞれのグループを代表する研究者を「グループリーダー」と呼びます。グループごとに 1 名の「グループリーダー」を設定いただきます。

(複数の研究機関によりグループが構成されるなどの場合は、「主たる実施者」と「グループリーダー」が必ずしも一致しなくても構いません。)

(主たる実施者／グループリーダー e-Rad への登録について)

Q19. e-Rad に研究代表者以外に誰を登録する必要がありますか。

- A. 「主たる実施者」は JST が使う固有名称で、e-Rad 上にはありません。「主たる実施者」については、グループリーダーとして情報登録を行ってください。なお、実施者の登録は不要です。

(主たる実施者／グループリーダー e-Rad の研究者番号について)

Q20. 主たる実施者／グループリーダーの中には e-Rad 研究者番号を持っていない者がいますが、e-Rad への登録は必要でしょうか。

- A. 提案時に e-Rad 研究者番号が必要なのは研究代表者だけです。そのほか、主たる実施者／グループリーダーまたは実施者等は応募時点では研究者番号は不要です。採択後、必要に応じ e-Rad 研究者番号を取得していただきます。

(年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について)

Q21. 研究開発成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

- A. JST においては、実施者が研究開発期間を最大限に活用して研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。
- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
 - ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
 - ・ただし、最終事業年度について研究開発期間終了日が当該事業年度の 3 月末以外の場合は、契約期間終了後 61 日以内で JST が指定する日までに、上記報告書類を提出してください。
- ※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを

目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(採択課題や応募状況について)

Q22. RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A. 以下ウェブサイトを参照してください。

1. 下記 3 プログラム合同、令和 5 年度採択結果プレスリリース

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1642/index.html>

- ・ SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (シナリオ/ソリューション創出フェーズ)
- ・ SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的 ネットワークの構築)
- ・ 科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム

2. SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (情報社会における社会的側面からのトラスト形成) 令和 5 年度採択結果プレスリリース

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1646/index.html>

(英語公募要領と英語による提案書の作成について)

Q23. 英語公募要領も公開されていますが、日本語版と全く同じ内容と理解してよいですか。

A. 英語公募要領は日本語公募要領を翻訳して作成したものです。英語版と日本語版で異なる理解が生じた場合、日本語版を正としてください。

Q24. 提案書は英語で作成してもよいですか。

A. 本プログラムでは、日本国内において地域との対話・協働を通し、社会課題の解決に共創的に取り組んでいただきます。そのため、一定程度以上の日本語でのコミュニケーション能力が必要となることから、提案書は日本語で記載されたもののみを受け付けております。

第 9 章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして、提案書を作成してください。提案書様式は必ず「**科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム**」の様式を使用してください。

提案書様式などの書類一式や最新情報は、以下の事業ウェブサイトに掲出しています。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html

提出書類の一覧は、以下のとおりです。

様式番号	【研究開発プロジェクト】	【プロジェクト企画調査】
表紙	研究開発プロジェクト提案書	プロジェクト企画調査提案書
様式 1	研究開発構想	企画調査の構想
様式 2	研究開発計画	企画調査計画
様式 3	研究開発実施体制	企画調査実施体制
様式 4	研究開発費	企画調査費
様式 5	関連する業績・取組リスト	関連する業績・取組リスト
様式 6	他制度での助成等の有無	他制度での助成等の有無
様式 7	人権の保護及び法令等の遵守への対応	人権の保護及び法令等の遵守への対応
様式 8	利益相反マネジメント	利益相反マネジメント

※指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。

※記載要領を参照し、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※応募にあたっては、「第 6 章 応募に際しての注意事項」をご理解の上、ご応募ください。

※「第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」に記載のプログラム総括の方針、並びに「第 4 章 4.7 選考にあたっての主な視点」もあわせて必ずご確認ください。

※研究開発提案の応募方法については、「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

※提案書様式の書式やスタイル設定は、原則変更しないでください。本文のフォントサイズは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

※e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも行うことができます。外字や特殊文字などを使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。変換後の PDF ファイルも必ず確認してください。

※提出する提案書の PDF ファイルの容量は 5MB 以内を目途に作成してください。

※提案書様式内の記載要領は、提出時に削除してください。

社会技術研究開発事業 研究開発プロジェクト提案書

プログラム名	科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践
研究開発 プロジェクト名 ※和文 30 文字程度 ※副題はつけない	和文タイトル 英文タイトル
研究開発期間	2024 年 10 月 ～ 20 年 月（ 年 ヶ月） ※期間は、1 年（2025 年 9 月迄）～3 年 6 ヶ月（2028 年 3 月迄）で設定可能
研究開発費	_____ 千円（総額・直接経費のみ） ※6,000～12,000 千円／年 程度、総額 36,000 千円上限
カテゴリ ※チェックを入れてくだ さい。複数選択可	☐ ELSI への具体的な対応方策の創出 ☐ 共創の仕組みや方法論の開発 ☐ トランスサイエンス問題の事例分析とアーカイブに基づく将来への提言 ☐ その他
キーワード	※貴提案の研究開発内容を端的に表すキーワードを、3～5 つ以内で記載してください。 e-Rad に入力するキーワードと同一のものとしてください。

研究代表者 氏名	(フリガナ)	年齢
	(漢字など)	歳 (2024 年 4 月 1 日現在)
研究代表者 所属機関・部署・役職		
本提案の エフォート	2024 年度：_____ %	
研究代表者 研究者番号	※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)より付与された 8 桁の研究者番号を記載ください。	
研究代表者の情報	U R L : 著者 ID : ※代表者の情報を収載している Web ページ (researchmap や研究室) の URL や、ORCID ID や Web of Science の Researcher ID、Scopus の著者 ID などがあれば記載ください。	

・・・ 表紙はここまでで 1 ページ以内（厳守） ・・・

【様式 1】研究開発構想

※公募要領「第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」に記載のプログラム総括の方針、並びに公募要領「4.7 選考にあたっての主な視点」もあわせて必ず確認してください。

※研究開発内容や計画、実施体制などの詳細は、様式 2～様式 4 にて記載いただきます。ここでは、研究開発構想の全体像やポイントを、分かりやすく記載してください。

※評価者が理解しやすいように、必要に応じて、適宜図表（カラー可）も用いてください。

1-1. プロジェクトの概要

※本提案の目標及び実施内容の概要を簡潔にまとめ、300～500 字程度で記載してください。

※e-Rad に入力する「研究概要」も同一内容となるよう、本項目の内容をコピーしてください。

※この枠内に記載してください。

1-2. プロジェクトの全体構想

(1) プロジェクトの目標

※本プロジェクトが、研究実施期間を通じて達成する目標について、簡潔に記載してください。

(2) 研究開発の対象・テーマ、その意義と背景

※以下の事項について、簡潔に記載してください。本項目の記述を通して、研究開発構想における「仮説」と「ストーリー」が読み取れることに留意してください。

- ・具体的な研究開発の対象は何か
（どのような科学技術研究や事象を対象とし、どのような **ELSI** テーマに取り組むのか）
- ・本提案の想定するアウトプットは何か
- ・本提案は、本研究開発プログラムにおいてどのように位置付けられるか
（すなわち、「科学技術と人・社会が調和する責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着に資する実践的協業モデルの創出」にどのように貢献するのか）
- ・本提案の意義、必要性和その背景（できるだけ客観的な根拠に基づく提示が望ましい）
- ・本提案は、**ELSI/RRRI** にかかわる諸課題について、どのような普遍的知見、または日本の文脈に根差した知見を提供し得るか、どのような価値観に根ざした議論が展開しうるのか
（参照：第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方）

(3) プロジェクトが考察する根源的問い

※本プロジェクトを通じて取り組む予定の「根源的問い」*について、可能な範囲で、現在の想定や仮説を簡潔に記載してください。また、日本に特有の問いや論点があれば、そう考える理由も含め、記載してください。現時点での提案者の構想で構いません。

*「根源的問い」とは：

人類が求める普遍的な価値、科学技術と人・社会のよきあり方に関わる問い（例えば、ガバナンス、リスクと安全・安心、公（パブリック）と私／官と民／集団と個人の関係、自律性、信頼と責任、競争と調和、効率と公正、社会正義、世代間の差違と公平性、物質と精神、自然観、尊厳・人権主体性・アイデンティティなど）

1-3. プロジェクトの先に見据える将来展望

※プロジェクトの終了後、どのような成果の展開を展望し、研究・イノベーションの先にどのような社会像を見据えているか、提案者のビジョンを簡潔に述べてください。

※可能な範囲で、以下の事項をふまえて記載してください。提案者の現時点での構想で構いません。

- ・プロジェクトの成果が、「誰」に、「どのように」活用され则认为るか
- ・科学技術と人・社会が調和する責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着について、どのような状態になる（なるべき）と考えるか

1-4. 想定される課題や障壁と、その対応方策

※プロジェクトの推進にあたって、あるいは研究開発成果の実装上において、想定される課題・障壁や困難さがあれば、その対応方策の想定とともに、簡潔に述べてください。

1-5. 独創性・挑戦性、その他特記事項

※以下のような観点から、本提案の独創性・挑戦性などについて、アピールすべき点があれば簡潔に記載してください。

- ・研究開発の着眼点や問題設定の独創性・挑戦性
- ・研究開発の方法やアプローチの独創性・挑戦性
- ・研究開発の実施体制の挑戦性、マネジメント上の工夫
- ・国内外の関連する研究開発や取り組みの動向との比較優位性
- ・想定する研究開発成果のインパクトの大きさ（例えば、学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など）
- ・日本社会の文脈や、日本の事例が持つ一般性・特殊性などの考察を踏まえた上で、グローバルに通用する普遍的な価値の形成や国際的な展開につなげるための工夫

・・・ 様式1 はここまでで4 ページ以内（厳守） ・・・

【様式2】研究開発計画

※研究開発の内容と計画について、主な実施項目ごとに、研究開発の内容とその方法などについて具体的に記載してください。

※本様式「2-1. 研究開発実施項目と内容」と「2-2. 研究開発実施スケジュール」との整合性に留意してください。

2-1. 研究開発実施項目と内容

※本項目内の見出しなどは、適宜設定・編集してください。

※評価者が理解しやすいように、必要に応じて、適宜図表（カラー可）も用いてください。

■項目 1 : ○○○○○○○○○

[illegible]

(1) ○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○

■項目 2 : ○○○○○○○○○

■項目 3 : ○○○○○○○○

2-2. 研究開発実施スケジュール

※上記「2-1. 研究開発実施項目と内容」と様式3「3-2. 研究開発実施体制（グループ別）」との整合性に留意しながら、以下の記載例を参考に、主なスケジュールと、担当するグループ（G）名を記載してください。

※実施期間や項目数、矢印の位置や長さ・太さなどは適宜編集してください。

<記載例>

研究実施項目	1 年目 (6 ヶ月)	2 年目 (● ヶ月)	3 年目 (● ヶ月)	4 年目 (● ヶ月)
1.〇〇技術の ELSI 課題の構造俯瞰				
・ 〇〇の探索 (〇〇G)		←→		
・ 〇〇の調査、検討 (〇〇G)		←→	→	
2.〇〇モデルの開発と検証				
・ 〇〇モデルの設計 (〇〇G・〇〇G)		←→	→	
・ 〇〇の調査、データ取得 (〇〇G・〇〇G)		←→	→	
・ 〇〇モデルの類似事例分析 (〇〇G)		←→		
・ 〇〇の評価方法の検討、評価・検証 (〇〇G)			←→	→
3.〇〇の法制度的課題の検討				
・ 〇〇関連データの取得と比較検討 (〇〇G)		←→		
・ 〇〇の提案検討 (〇〇G)		←→	→	
4.〇〇の実装・展開に向けた仕組みづくりと実践				
・ 〇〇の場の設計、構築 (〇〇G・〇〇G)		←→	→	
・ 〇〇の実践とフィードバック (〇〇G・〇〇G)			←→	→
・ 〇〇の集約と〇〇の発信 (〇〇G)		↔	↔	↔

2-3. プロジェクトのマネジメント方針と工夫

※研究代表者によるプロジェクトマネジメントの実施方針や工夫などについて、特記すべき事項があれば記載してください。

例えば、以下のような点を想定します：

- ・ 複数グループ間の有機的な連携・協働や、成果統合の工夫
- ・ ELSI 研究と研究開発現場との連携・協働に関するチャレンジや、マネジメント上の工夫
- ・ プロジェクト内外のステークホルダーとのネットワーキングや、成果の展開などの方針
- ・ 日本社会の文脈や、日本の事例が持つ一般性・特殊性などの考察を踏まえた上で、グローバルに通用する普遍的な価値の形成や国際的な展開につなげるための工夫
- ・ 知的財産マネジメントの実施方針

※人材育成については、様式3「3-3. プロジェクトで雇用する研究人材の育成計画」の項目で詳述いただきますので、ここでは記載不要です。

【様式 3】研究開発実施体制

3-1. 研究開発実施体制（プロジェクト全体）

(1) 実施体制図

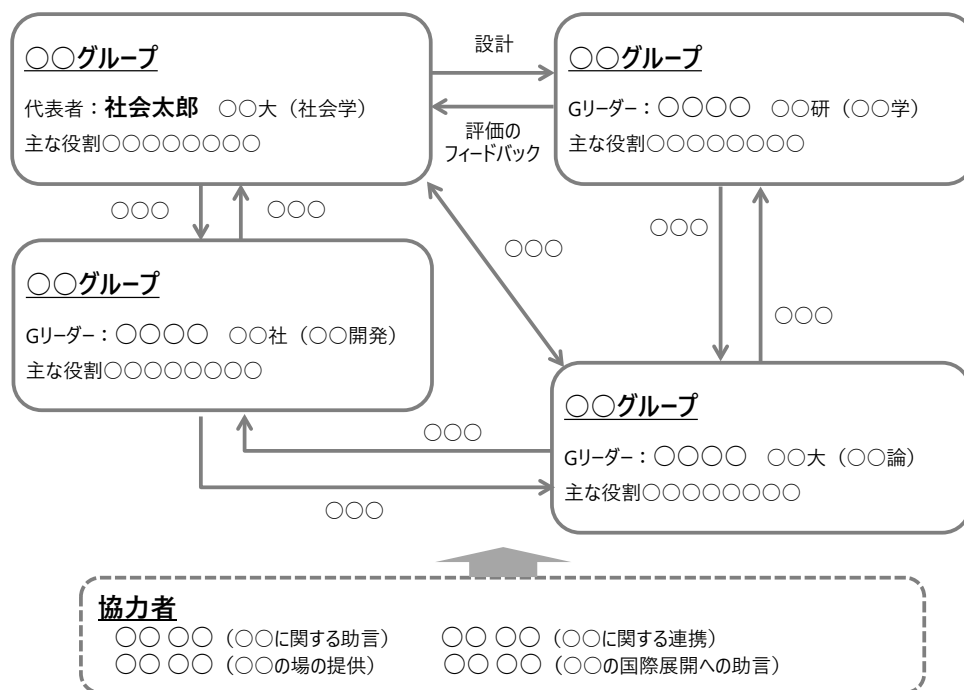
※研究開発体制を図示してください（以下の記載例は参考です、形式自由）。

※グループを構成する場合、提案するプロジェクトの内容や計画に合わせて、適切に設定してください（JST との委託研究契約を締結する機関の単位でなくとも構いません）。

※グループを構成する場合、グループリーダーの「氏名・所属・役職（専門分野）」と各グループの「主な役割」を記載の上、グループ間の関係性が分かるように示してください。

※研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係についても記載してください。

<記載例>



(2) 実践的な連携・協業体制の構築に向けた準備状況

※ELSI 研究と、科学技術の研究・開発の現場及びステークホルダーとの実践的な連携・協業体制の構築について、提案する研究開発の目標と内容に応じた準備状況について記載してください。

例えば、以下のような状況を想定します：

- 1) 本提案の中で、すでに必要な連携・協業の体制を構築している準備状況
- 2) 現在推進中の他の研究開発事業やプログラムとの連携・接続の可能性
- 3) 連携・協業の体制構築には至っていないが、具体的な連携・接続先の想定
- 4) 具体的な連携・接続は未定だが、今後補完が必要と考える分野や専門家の想定

3-2. 研究開発実施体制（グループ別）

※様式 2「2-1. 研究開発実施項目と内容」及び上記「3-1. 研究開発実施体制（プロジェクト全体）」をふまえて、グループごとにメンバーを記載してください。

(1) ●●●グループ

※ (1) には、研究代表者が率いるグループを記載してください。

研究代表者氏名	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾ (=JST との委託研究契約の締結)		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇学部・准教授	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：20%	
研究実施者氏名 ^{3) 4)}	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・教授	無	-	-
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇・主任	無	-	-
研究員（予定）	〇〇大学 〇〇学部・特任研究員	無	-	○
〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇	無	-	-

1) 予算配分の有無を記載してください（該当者は「主たる実施者」として、所属機関と JST との間で委託研究契約を締結します）。「有」の場合は、以下の 3 点について記載してください。

- ・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録した際に付与される、8 桁の研究者番号
- ・10 桁の所属研究機関コード
- ・エフォート（研究者の年間の全仕事時間(研究活動のみならず教育・医療活動などを含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%))

2) プロジェクトの研究開発費から人件費を支出して雇用する者に「○」を記載してください。

3) 研究実施者の行は、必要に応じて追加してください。ひとつのグループの中に、複数の組織のメンバーを加えていただいても構いません。グループの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分検討してください。

4) プロジェクト採択後に雇用を予定するなど、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員（予定）」といった記載でも結構です。

〈プロジェクトにおける本グループの位置づけ〉

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を簡潔に記載してください。

(2) ●●●グループ

※複数のグループを構成する場合、以下にグループごとに記載してください。グループの数に上限はありませんが、研究代表者の研究開発構想の遂行に最適で必要十分なグループを編成してください。

※グループ数に応じて、本項目をコピーして追加してください。

グループリーダー氏名	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾ (=JST との委託研究契約の締結)		雇用 ²⁾
------------	-----------------	---	--	------------------

〇〇 〇〇	〇〇研究所 〇〇部門・主任研究員	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：15%	
研究実施者氏名 ^{3) 4)}	所属機関・部署等	予算配分の有無 ¹⁾		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇・主任	無	-	-
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・教授	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：15%	
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・特任助教	無	-	○
研究員（予定）	〇〇大学 大学院〇〇研究科・特任研究員	無	-	○

1)～4) 前項を参照してください。

〈プロジェクトにおける本グループの位置づけ〉

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を簡潔に記載してください。

(3) その他の研究開発協力者・機関

※プロジェクトに直接的に参画するのではないが、プロジェクトや各グループの活動に、何らかのかたちで連携・協力する者や機関（すでに了解を得ている、あるいは交渉中である者や機関）があれば、ここに記載してください。

協力者・協力機関名	協力内容	これまでの協力関係の有無
〇〇大学 〇〇学部 〇〇〇〇教授	〇〇実施の協力	有
〇〇〇〇株式会社 〇〇部	〇〇のデータ提供、現場との連携調整	有
〇〇市役所 〇〇部 〇〇課	〇〇に関する助言	無
NPO 法人〇〇 〇〇〇〇理事	〇〇に関する助言、協力	有

(4) 実施体制に関する特記事項（代表者の特別任務、所属機関の変更、海外機関の参画）

※研究代表者が、特別の任務（研究科長等の管理職、学会長など）により仕事時間（エフォート）を要している場合には、その旨を記載してください。

※研究代表者及び主たる実施者が、現在の所属機関と、採択後（2024 年 10 月以降）に研究を実施する機関が異なる場合には、その旨を記載してください。

3-3. プロジェクトで雇用する研究人材の育成計画

※本プログラムは、研究開発の実践を通じて、*ELSI/RRRI* に関する深い理解を持ち、それを研究開発の場で生かすことができる、産学官民の多様な人材の輩出を目指しています。そのため、20～

40 代の若手人材のプロジェクト参画や雇用を歓迎します。

※プロジェクトで研究人材を雇用する場合は、人材育成にかかる代表者の考えを記載してください。
(例えば、プロジェクトの先に見据える将来社会において、本質的に必要と考えるスキル・能力、その経験を積むために工夫する活動、獲得したスキルを継続的に利活用できる場の想定など)

※該当しない場合は、項目は残したまま「(該当なし)」と記載してください。

【様式 4】研究開発費

※研究開発費の見込みについて、費目別、研究グループ別の計画を年度ごとに記載してください。
 ※面接選考の対象となった際には、さらに詳細な計画を提出していただきます。
 ※予算計画は、本事業全体の予算状況、プログラム総括によるマネジメント、課題評価の状況などに
 応じて、採択時や研究開発期間の途中に見直されることがあります。

4-1. 費目別の研究開発費計画（プロジェクト全体）

（単位：千円）

費目		1 年目 (6 ヶ月)	2 年目 (● ヶ月)	3 年目 (● ヶ月)	4 年目 (● ヶ月)	合計 (千円)
直接経費	物品費					
	旅費					
	人件費・謝金 (研究員等の数)	()	()	()	()	
	その他					
	直接経費 小計					
間接経費 (上記経費の 30%以内)						
合計						

※研究開発費の費目と用途は以下のとおりです(公募要領「5.5 研究開発費」も参照してください)。

- 物品費：設備・備品、材料・消耗品を購入するための経費
- 旅費：研究代表者や研究実施者等の旅費、研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助員、RA 等の人件費、謝金
- (研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員等の人数
- その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、機器リース費、運搬費等）

〈研究開発費に関する特記事項〉

※最適な費目ごとの予算額・比率となるようご検討ください。
 ※多額の人件費や旅費など、特定の費目が研究開発費総額の 50%を超える場合は、その理由を記載してください。該当しない場合は、項目は残したまま「(該当なし)」と記載してください。
 ※国内外旅費やイベント開催にかかる費目など、現時点での見込み(期待)で積算してください(実際の研究開発費の執行においては、費目間流用など柔軟な運用制度があります)。また、研究開発活動の推進において想定される影響とそれへの対応策、予算執行上の課題・懸念点などについて、現時点での見込みを簡潔に記載してください。

4-2. 実施機関別の研究開発費計画

※様式 3「3-2. 研究開発実施体制（グループ別）」にて、「予算配分：有」とした所属機関（JST と委託研究契約を締結し予算を執行する可能性のある機関）については、すべて記載してください。

(研究機関等の責務については、公募要領「5.8 研究機関等の責務等」を参照してください。)

(単位：千円)

実施機関 (担当者名)	1 年目 (6 ヶ月)	2 年目 (● ヶ月)	3 年目 (● ヶ月)	4 年目 (● ヶ月)	合計 (千円)
〇〇大学 (研究代表者氏名)					
〇〇研究所 (研究者氏名)					
〇〇株式会社 (研究者氏名)					
直接経費 小計					
間接経費 (上記経費の 30%以内)					
合計					

〈購入予定の主要設備〉(1 件 5,000 千円以上、機器名、概算価格)

<記載例>

〇〇グループ

△△△△△△△△△△	15,000 千円	(購入年度：)
△△△△△△△△△△	5,000 千円	(購入年度：)
△△△△△△△△△△	10,000 千円	(購入年度：)

【様式 5】関連する業績・取り組みリスト

※本提案に関連する、これまでの研究開発や取り組みについて記載してください。

(1) 研究代表者（氏名・所属・役職）

〈主要な実績〉

※本提案内容に関連する、著書、学術論文、学会発表、講演、雑誌・新聞投稿記事、会議・イベントの主催などの成果について、10 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記載してください。

※行頭に連番を付けてください。

※著書・論文・発表等については、発表者をすべて記載の上、本人部分に下線を引いてください。

＜記載例＞

- 1) 欧文書籍：編著者氏名 1, 編著者氏名 2. (出版年). 書名. 出版地: 出版社.
- 2) 欧文論文：著者氏名 1, 著者氏名 2. (出版年). 論文名. 雑誌名, 巻 (号), pp.該当ページ. DOI:
- 3) 和文書籍：編著者氏名 1, 編著者氏名 2 (出版年) 『書名』出版社.
- 4) 和文論文：著者氏名 1, 著者氏名 2 (出版年) 「論文名」『雑誌名』巻 (号), pp.該当ページ. DOI:
- 5) ウェブサイトでしか公開されていない文献: 著者氏名 1, 著者氏名 2 (公開年月日) 「文献名」
(必要に応じてシリーズ名など) DOI: <あるいは掲載 URL>
- 6) 新聞記事：記者名 (発行年月日) 「記事名」紙名, pp.該当ページ.
- 7) Web 記事：記者名 (発行年月日) 「記事名」紙名, <URL>
- 8) 口頭発表：発表者氏名 1, 発表者氏名 2 (発表年) 「表題」『学会等イベント名』開催地・開催場所
- 9) 会議・イベント：主催者名 (開催年月日) 「会議・イベント名」(必要に応じてシリーズ名など) 開催地・開催場所

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※過去に社会技術研究開発センター (RISTEX) における研究開発への参画経験があれば、領域・プログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて、簡潔に記載してください。

(2) グループリーダー（氏名・所属・役職）

〈主要な実績〉

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※以下、適宜項目をコピーして記載ください。

【様式 6】他制度での助成等の有無

※研究代表者及び主たる実施者（様式 3「3.2. 研究開発実施体制（グループ別）」にて、「予算配分：有」とした者）が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額（直接経費）、エフォートを記載してください。

（公募要領「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。）

※記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※面接選考の対象となった際には、最新の他制度の助成状況を申告・提出していただきます。

(1) 研究代表者（氏名・所属・役職）

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体 合計) (2) 〃 (2025 年度 予定) (3) 〃 (2024 年度 予定) (4) 〃 (2023 年度 実績)	エフォート (%)
社会技術研究開発事業（ELSI プログラム）※本提案	申請		2024.10 ～ 2028.03	代表	(1) 27,000 千円 (2) 9,000 千円 (3) 9,000 千円 (4) —	20
科学研究費補助金基盤研究（B）	受給	××による◇◇の開発 (○○○○)	2021.04 — 2025.03	代表	(1) 15,000 千円 (2) — (3) 3,500 千円 (4) 8,000 千円	20
〇〇財団助成金事業	受給	××による◇◇の分析 (○○○○)	2023.4 — 2024.3	代表	(1) 1,000 千円 (2) — (3) — (4) 1,000 千円	5
戦略的創造研究推進事業（CREST）	申請	××による◇◇の創成 (○○○○)	2024.10 — 2029.03	分担	(1) 30,000 千円 (2) 8,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) —	20
					(1) (2) (3) (4)	
					(1) (2) (3) (4)	

※以下、適宜項目をコピーして記載ください。

(2) 主たる実施者（氏名・所属・役職）

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表 /分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体 合計) (2) 〃 (2025 年度 予定) (3) 〃 (2024 年度 予定) (4) 〃 (2023 年度 実績)	エフォート (%)
社会技術研究開発 事業（ELSI プログ ラム）※本提案	申請		2024.10 ～ 2028.03	分担	(1) 18,000 千円 (2) 6,000 千円 (3) 6,000 千円 (4) —	15
					(1) (2) (3) (4)	
					(1) (2) (3) (4)	

【様式 7】人権の保護及び法令等の遵守への対応

※公募要領「第 6 章 応募に際しての注意事項」を確認するとともに、提案するプロジェクトについて、遵守すべき法令・ガイドライン等を理解の上、策定したことを確認し、以下の□にチェックを入れてください。

本研究開発提案に際し、遵守すべき法令・ガイドライン等を理解の上策定したことを確認します。また、計画の実施にあたっては、法令・ガイドライン等を遵守して実施することを確認します。

(遵守すべき法令・ガイドライン等の例)

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定。その後の改正を含む)
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成 19 年 2 月 15 日施行/平成 26 年 2 月 18 日改正文科科学大臣決定。その後の改正を含む。)」
- 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)について、最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等
- 海外における実地の研究活動(生物資源の持ち出しも含む)や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法律等
- ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等

☐ 以上につき、確認しました。

【様式 8】利益相反マネジメント

※評価者(プログラム総括、プログラムアドバイザー)との利害関係の有無、及び研究代表者に関係する機関の参画の有無について、以下のチェック項目にて申告してください。該当する場合は、その内容を具体的に記載してください。

※利益相反マネジメント、利害関係の定義など詳細については、公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施」も確認してください。

※プログラム総括及びプログラムアドバイザーの一覧は、以下のウェブサイトを参照ください。
https://www.jst.go.jp/ristex/rinca/program/index.html#adviser_list

(1) 研究代表者と、プログラム総括との利害関係の有無

プログラム総括との利害関係が ☐ ある ☐ ない

利害関係の理由・内容：

<記載例>現在進行中のものではないが、過去、〇〇事業「プロジェクト」(代表者〇〇、20XX～20XX 年)にてプログラム総括と共同研究を実施しており、利害関係にあたる可能性がある。

(2) 研究代表者と、プログラムアドバイザーとの利害関係の有無

プログラムアドバイザーとの利害関係が ☐ ある ☐ ない

利害関係にあるアドバイザー名：〇〇 〇〇

利害関係の理由・内容：

＜記載例＞現在、同一の組織に所属しており、利害関係者にあたる。

公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(1) 選考に関わる者に係る利益相反マネジメント」利害関係者の要件（要旨）

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等または同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。）
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(3) 研究代表者に関係する機関の参画の有無

主たる実施機関として、研究代表者に関係する機関の参画が ☐ ある ☐ ない

該当する機関名（研究者氏名）： ○○○○株式会社（○○ ○○）

その理由・内容：

＜記載例＞研究代表者の研究開発成果をもとに設立した機関であり、現在は技術顧問の立場で直接経営には関わっていないが、2024 年 9 月より役員に就任する可能性がある。

公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(2) 研究代表者に係る利益相反マネジメント」研究代表者に関係する機関の要件（要旨）

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。

なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

・・・ 様式 7、様式 8 で 1 ページ程度（目安） ・・・

社会技術研究開発事業 プロジェクト企画調査提案書

プログラム名	科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的实践
プロジェクト 企画調査名 ※和文 30 文字程度 ※副題はつけない	和文タイトル 英文タイトル
企画調査期間	2024 年 10 月 ～ 2025 年 3 月（6 ヶ月） ※単年度
企画調査費	_____ 千円（総額・直接経費のみ） ※総額 1,500～3,000 千円 程度
カテゴリ ※チェックを入れてくだ さい。複数選択可	☐ ELSI への具体的な対応方策の創出 ☐ 共創の仕組みや方法論の開発 ☐ トランスサイエンス問題の事例分析とアーカイブに基づく将来への提言 ☐ その他
キーワード	※貴提案の内容を端的に表すキーワードを、3～5 つ以内で記載してください。 e-Rad に入力するキーワードと同一のものとしてください。

企画調査代表者 氏名	(フリガナ)	年齢
	(漢字など)	歳 (2024 年 4 月 1 日現在)
企画調査代表者 所属機関・部署・役職		
本提案の エフォート	2024 年度： _____ %	
企画調査代表者 研究者番号	※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)より付与された 8 桁の研究者番号を記載ください。	
企画調査代表者の 情報	U R L : 著者 ID : ※代表者の情報を収載している Web ページ (researchmap や研究室) の URL や、ORCID ID や Web of Science の Researcher ID、Scopus の著者 ID などがあれば記載ください。	

・・・ 表紙はここまでで 1 ページ以内（厳守） ・・・

【様式 1】企画調査の構想

※公募要領「第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」に記載のプログラム総括の方針、並びに公募要領「4.7 選考にあたっての主な視点」もあわせて必ず確認してください。

※企画調査の内容や計画、実施体制などの詳細は、様式 2～様式 4 にて記載いただきます。ここでは、構想の全体像やポイントを、分かりやすく記載してください。

※評価者が理解しやすいように、必要に応じて、適宜図表（カラー可）も用いてください。

1-1. 企画調査の概要

※本提案の目標及び実施内容の概要を簡潔にまとめ、300～500 字程度で記載してください。

※e-Rad「共通項目」の「研究概要」も同一内容となるよう、本項目の内容をコピーしてください。

※この枠内に記載してください。

1-2. 企画調査の全体構想

(1) 企画調査の目標

※本企画調査が、実施期間を通じて達成する目標について、簡潔に記載してください。

※プロジェクト企画調査は、独立した調査活動ではなく、将来的に本プログラムへの研究開発プロジェクトの提案・実施につながることを期待され、そのために必要な研究開発設計や体制の補完などに取り組むことを企図した枠組みです。従って、原則として本プログラムの次回公募に応募することを条件とします。このことをふまえて目標設定してください。

(2) 企画調査及びその後に実施予定の研究開発対象・テーマ、その意義と背景

※以下の事項について、簡潔に記載してください。

- ・具体的な研究開発の対象は何か
（どのような科学技術研究や事象を対象とし、どのような **ELSI** テーマに取り組むのか）
- ・本提案の意義、必要性とその背景（できるだけ客観的な根拠に基づく提示が望ましい）

(3) 企画調査及びその後に実施予定の研究開発プロジェクトで考察する根源的問い

※企画調査及びその後に実施予定の研究開発プロジェクトにおいて取り組む予定の「根源的問い」* について、可能な範囲で、現在の想定や仮説を簡潔に記載してください。現時点での提案者の構想で構いません。

*「根源的問い」とは：

人類が求める普遍的な価値、科学技術と人・社会のよきあり方に関わる問い（例えば、ガバナンス、リスクと安全・安心、公（パブリック）と私／官と民／集団と個人の関係、自律性、信頼と責任、競争と調和、効率と公正、社会正義、世代間の差違と公平性、物質と精神、自然観、尊厳・人権主体性・アイデンティティなど）

1-3. 独創性・挑戦性、その他特記事項

※以下のような観点から、本提案の独創性・挑戦性などについて、アピールすべき点があれば簡潔に記載してください。

- ・ 着眼点や問題設定の独創性・挑戦性
- ・ 方法やアプローチの独創性・挑戦性
- ・ 実施体制の挑戦性、マネジメント上の工夫
- ・ 国内外の関連する研究開発や取り組みの動向との比較優位性
- ・ 企画調査後に実施予定の研究開発プロジェクトにおいて想定する研究開発成果のインパクトの大きさ（例えば、学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など）
- ・ 日本社会の文脈や、日本の事例が持つ一般性・特殊性などの考察を踏まえた上で、グローバルに通用する普遍的な価値の形成や国際的な展開につなげるための工夫

・・・ 様式 1 はここまでで 2 ページ以内（厳守） ・・・

【様式2】企画調査計画

※企画調査の内容と計画について、主な実施項目ごとに内容とその方法などについて具体的に記載してください。

※本様式「2-1. 実施項目と内容」と「様式3 企画調査実施体制」との整合性に留意してください。

2-1. 実施項目と内容

※本項目内の見出しなどは、適宜設定・編集してください。

※評価者が理解しやすいように、必要に応じて、適宜図表（カラー可）も用いてください。

■項目 1 : ○○○○○○○○○

(1) ○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○

■項目 2 : ○○○○○○○○○

■項目 3 : ○○○○○○○○○

・ ・ ・ 様式2 はここまでで2 ページ以内 (厳守) ・ ・ ・

【様式 3】 企画調査実施体制

3-1. 企画調査実施体制（全体）

(1) 企画調査実施体制図

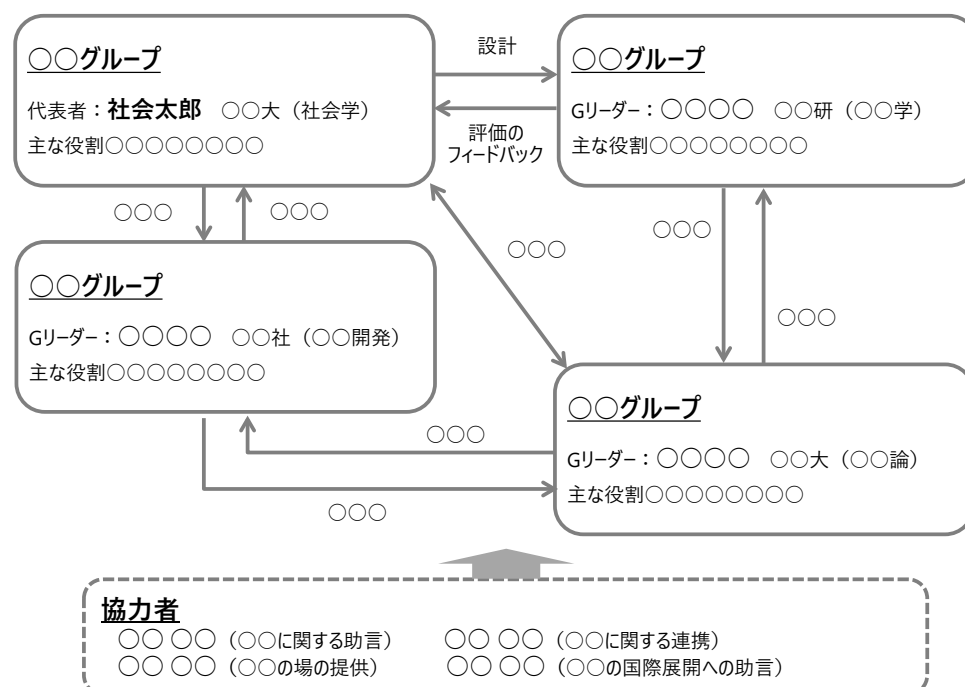
※企画調査の実施体制を図示してください（以下の記載例は参考です、形式自由）。

※提案する企画調査の内容や計画に合わせて適宜作成してください。企画調査においては、複数のグループを設定することは必須ではありません。

※グループを構成する場合は、グループリーダーの「氏名・所属・役職（専門分野）」と各グループの「主な役割」を記載の上、グループ間の関係性が分かるように示してください。

※実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係についても記載してください。

＜記載例＞



(2) 実践的な連携・協業体制の構築に向けた準備状況

※ELSI 研究と、科学技術の研究・開発の現場及びステークホルダーとの実践的な連携・協業体制の構築について、提案する企画調査の目標と内容に応じた準備状況について記載してください。

例えば、以下のような状況を想定します：

- 1) 本提案の中で、すでに必要な連携・協業の体制を構築している準備状況
- 2) 現在推進中の他の研究開発事業やプログラムとの連携・接続の可能性
- 3) 連携・協業の体制構築には至っていないが、具体的な連携・接続先の想定
- 4) まだ具体的な連携・接続先は未定だが、今後補完が必要と考える分野や専門家の想定

3-2. 企画調査実施体制（グループ別）

※様式 2 「2-1. 実施項目と内容」及び上記「3-1. 企画調査実施体制（全体）」をふまえて、

グループごとにメンバーを記載してください。

(1) ●●●グループ

※ (1) には、代表者が率いるグループを記載してください。

代表者氏名	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾ (=JST との委託研究契約の締結)		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇学部・准教授	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：20%	
調査実施者氏名 ^{3) 4)}	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・教授	無	-	-
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇・主任	無	-	-
研究員（予定）	〇〇大学 〇〇学部・特任研究員	無	-	○
〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇	無	-	-

1) 予算配分の有無を記載してください（該当者は「主たる実施者」として、所属機関と JST との間で委託研究契約を締結します）。「有」の場合は、以下の 3 点について記載してください。

- ・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録した際に付与される、8 桁の研究者番号
- ・10 桁の所属研究機関コード
- ・エフォート（研究者の年間の全仕事時間(研究活動のみならず教育・医療活動などを含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%))

2) 企画調査費から人件費を支出して雇用する者に「○」を記載してください。

3) 調査実施者の行は、必要に応じて追加してください。ひとつのグループの中に、複数の組織のメンバーを加えていただいても構いません。グループの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分検討してください。

4) 企画調査採択後に雇用を予定するなど、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員（予定）」といった記載でも結構です。

〈企画調査全体における本グループの位置づけ〉

※ 当該グループが、企画調査全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を簡潔に記載してください。

(2) ●●●グループ

※複数のグループを構成する場合、以下にグループごとに記載してください（企画調査においては、複数のグループを設定することは必須ではありません）。グループの数に上限はありませんが、代表者が構想する企画調査の遂行に最適で必要十分なグループを編成してください。

※グループ数に応じて、本項目をコピーして追加してください。

グループリーダー氏名	所属機関・部署等・役職（身分）	予算配分の有無 ¹⁾ (=JST との委託研究契約の締結)		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇研究所 〇〇部門・主任研究員	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：15%	
調査実施者氏名 ^{3) 4)}	所属機関・部署等	予算配分の有無 ¹⁾		雇用 ²⁾
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇・主任	無	-	-

〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・教授	有	研究者番号：12345678 研究機関コード：1234567890 エフォート：15%	
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科・特任助教	無	-	○
研究員（予定）	〇〇大学 大学院〇〇研究科・特任研究員	無	-	○

1)～4) 前項を参照してください。

〈企画調査全体における本グループの位置づけ〉

※当該グループが、企画調査全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を簡潔に記載してください。

(3) その他の協力者・機関

※企画調査に直接的に参画するのではないが、企画調査や各グループの活動に、何らかのかたちで連携・協力する者や機関（すでに了解を得ている、あるいは交渉中である者や機関）があれば、ここに記載してください。

協力者・協力機関名	協力内容	これまでの協力関係の有無
〇〇大学 〇〇学部 〇〇〇〇教授	〇〇実施の協力	有
〇〇〇〇株式会社 〇〇部	〇〇のデータ提供、現場との連携調整	有
〇〇市役所 〇〇部 〇〇課	〇〇に関する助言	無
NPO 法人〇〇 〇〇〇〇理事	〇〇に関する助言、協力	有

(4) 実施体制に関する特記事項（代表者の特別任務、所属機関の変更、海外機関の参画）

※代表者が、特別の任務（研究科長等の管理職、学会長など）により仕事時間（エフォート）を要している場合には、その旨を記載してください。

※代表者及び主たる実施者が、現在の所属機関と、採択後（2024 年 10 月以降）に企画調査を実施する機関が異なる場合には、その旨を記載してください。

※海外の研究機関をチームに加える場合は、公募要領「5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」を参照の上、海外の研究機関に所属する研究者が主たる実施者として参画することが必要不可欠であることの理由を、本項に記載してください。

【様式 4】企画調査費

※企画調査費の見込みについて、費目別、グループ別の計画を年度ごとに記載してください。

※面接選考の対象となった際には、さらに詳細な計画を提出していただきます。

※予算計画は、本事業全体の予算状況、プログラム総括によるマネジメント、課題評価の状況などに
応じて、採択時に見直されることがあります。

4-1. 費目別の企画調査費計画（全体）

（単位：千円）

費目		2024 年度 (6 ヶ月)
直接経費	物品費	
	旅費	
	人件費・謝金 (研究員等の数)	()
	その他	
	直接経費 小計	
間接経費 (上記経費の 30%以内)		
合計		

※企画調査費の費目と用途は以下のとおりです（公募要領「5.5 研究開発費」も参照してください）。

- 物品費：設備・備品、材料・消耗品を購入するための経費
- 旅費：代表者や実施者等の旅費、企画調査の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助員、RA 等の人件費、謝金
- (研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員等の人数
- その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、機器リース費、運搬費等）

〈企画調査費に関する特記事項〉

※最適な費目ごとの予算額・比率となるよう検討してください。

※多額の人件費や旅費など、特定の費目が企画調査費総額の 50%を超える場合は、その理由を記載してください。該当しない場合は、項目は残したまま「(該当なし)」と記載してください。

※国内外旅費やイベント開催にかかる費目など、現時点での見込み(期待)で積算してください(実際の研究開発費の執行においては、費目間流用など柔軟な運用制度があります)。また、研究開発活動の推進において想定される影響とそれへの対応策、予算執行上の課題・懸念点などについて、現時点での見込みを簡潔に記載してください。

4-2. 実施機関別の企画調査費計画

※様式 3「3-2. 企画調査実施体制（グループ別）」にて、「予算配分：有」とした所属機関（JST と委託研究契約を締結し予算を執行する可能性のある機関）については、すべて記載してください。

(研究機関等の責務については、公募要領「5.8 研究機関等の責務等」を参照してください。)

(単位：千円)

実施機関 (担当者名)	2024 年度 (6 ヶ月)
〇〇大学 (代表者氏名)	
〇〇研究所 (研究者氏名)	
〇〇株式会社 (研究者氏名)	
直接経費 小計	
間接経費 (上記経費の 30%以内)	
合計	

【様式 5】関連する業績・取り組みリスト

※本提案に関連する、これまでの研究開発や取り組みについて記載してください。

(1) 企画調査代表者（氏名・所属・役職）

〈主要な実績〉

※本提案内容に関連する、著書、学術論文、学会発表、講演、雑誌・新聞投稿記事、会議・イベントの主催などの成果について、10 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記載してください。

※行頭に連番を付けてください。

※著書・論文・発表等については、発表者をすべて記載の上、本人部分に下線を引いてください。

〈記載例〉

- 10) 欧文書籍：編著者氏名 1, 編著者氏名 2 (出版年). 書名. 出版地: 出版社.
- 11) 欧文論文：著者氏名 1, 著者氏名 2 (出版年). 論文名. 雑誌名, 巻 (号), pp.該当ページ. DOI:
- 12) 和文書籍：編著者氏名 1, 編著者氏名 2 (出版年) 『書名』 出版社.
- 13) 和文論文：著者氏名 1, 著者氏名 2 (出版年) 「論文名」『雑誌名』 巻 (号), pp.該当ページ. DOI:
- 14) ウェブサイトでしか公開されていない文献: 著者氏名 1, 著者氏名 2 (公開年月日) 「文献名」 (必要に応じてシリーズ名など) DOI: <あるいは掲載 URL>
- 15) 新聞記事：記者名 (発行年月日) 「記事名」 紙名, pp.該当ページ.
- 16) Web 記事：記者名 (発行年月日) 「記事名」 紙名, <URL>
- 17) 口頭発表：発表者氏名 1, 発表者氏名 2 (発表年) 「表題」『学会等イベント名』 開催地・開催場所
- 18) 会議・イベント：主催者名 (開催年月日) 「会議・イベント名」 (必要に応じてシリーズ名など) 開催地・開催場所

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※過去に社会技術研究開発センター (RISTEX) における研究開発への参画経験があれば、領域・プログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて、簡潔に記載してください。

(2) グループリーダー（氏名・所属・役職）

〈主要な実績〉

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※以下、適宜項目をコピーして記載ください。

【様式 6】 他制度での助成等の有無

※企画調査代表者及び主たる実施者（様式 3「3-2. 企画調査実施体制（グループ別）」にて、「予算配分：有」とした者）が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額（直接経費）、エフォートを記載してください。

（公募要領「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。）

※記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※面接選考の対象となった際には、最新の他制度の助成状況を申告・提出していただきます。

（1）企画調査代表者（氏名・所属・役職）

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体 合計) (2) " (2025 年度 予定) (3) " (2024 年度 予定) (4) " (2023 年度 実績)	エフォート (%)
社会技術研究開発事業（ELSI プログラム）※本提案	申請		2024.10 ～ 2025.03	代表	(1) 2,000 千円 (2) — (3) 2,000 千円 (4) —	20
科学研究費補助金基盤研究（B）	受給	××による◇◇の開発（〇〇〇〇）	2021.04 — 2025.03	代表	(1) 15,000 千円 (2) — (3) 3,500 千円 (4) 8,000 千円	20
〇〇財団助成金事業	受給	××による◇◇の分析（〇〇〇〇）	2024.4 — 2024.3	代表	(1) 1,000 千円 (2) — (3) — (4) 1,000 千円	5
					(1) (2) (3) (4)	

（2）主たる実施者（氏名・所属・役職）

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体 合計) (2) " (2025 年度 予定) (3) " (2024 年度 予定) (4) " (2023 年度 実績)	エフォート (%)
社会技術研究開発事業（ELSI プログラム）※本提案	申請		2024.10 ～ 2025.03	分担	(1) 1,000 千円 (2) — (3) 1,000 千円 (4) —	15
					(1) (2) (3) (4)	

【様式 7】 人権の保護及び法令等の遵守への対応

※公募要領「第 6 章 応募に際しての注意事項」を確認するとともに、提案する企画調査について、遵守すべき法令・ガイドライン等を理解の上、策定したことを確認し、以下の□にチェックを入れてください。

本企画調査提案に際し、遵守すべき法令・ガイドライン等を理解の上策定したことを確認します。また、計画の実施にあたっては、法令・ガイドライン等を遵守して実施することを確認します。

(遵守すべき法令・ガイドライン等の例)

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定。その後の改正を含む)
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成 19 年 2 月 15 日施行/平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」
- 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)について、最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等
- 海外における実地の研究活動(生物資源の持ち出しも含む)や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法律等
- ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等

☐ 以上につき、確認しました。

【様式 8】 利益相反マネジメント

※評価者(プログラム総括、プログラムアドバイザー)との利害関係の有無、及び企画調査代表者に関係する機関の参画の有無について、以下のチェック項目にて申告してください。該当する場合は、その内容を具体的に記載してください。

※利益相反マネジメント、利害関係の定義など詳細については、公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施」も確認してください。

※プログラム総括及びプログラムアドバイザーの一覧は、以下のウェブサイトを参照ください。
https://www.jst.go.jp/ristex/rinca/program/index.html#adviser_list

(1) 企画調査代表者と、プログラム総括との利害関係の有無

プログラム総括との利害関係が ☐ ある ☐ ない

利害関係の理由・内容：

<記載例>現在進行中のものではないが、過去、〇〇事業「プロジェクト」(代表者〇〇、20XX～20XX 年)にてプログラム総括と共同研究を実施しており、利害関係にあたる可能性がある。

(2) 企画調査代表者と、プログラムアドバイザーとの利害関係の有無

プログラムアドバイザーとの利害関係が ☐ ある ☐ ない

利害関係にあるアドバイザー名：〇〇 〇〇

利害関係の理由・内容：

＜記載例＞現在、同一の組織に所属しており、利害関係者にあたる。

公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(1) 選考に関わる者に係る利益相反マネジメント」**利害関係者の要件**（要旨）

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等または同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。）
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(3) 企画調査代表者に関する機関の参画の有無

主たる実施機関として、代表者に関する機関の参画が ☐ ある ☐ ない

該当する機関名（研究者氏名）：○○○○株式会社（○○ ○○）

その理由・内容：

＜記載例＞研究代表者の研究開発成果をもとに設立した機関であり、現在は技術顧問の立場で直接経営には関わっていないが、2024 年 9 月より役員に就任する可能性がある。

公募要領「4.6.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(2) 研究代表者に係る利益相反マネジメント」**研究代表者に関する機関の要件**（要旨）

「研究代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。

なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

・・・ 様式 7、様式 8 で 1 枚程度（目安） ・・・

第 10 章 参考資料

■内閣府

- ・第 6 期科学技術イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- ・統合イノベーション戦略 2022（令和 4 年 6 月 3 日閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/2022.html>
- ・「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和 4 年 3 月 17 日）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20220408.html>

■日本経済団体連合会

- ・「『科学技術・イノベーション基本計画』策定に向けて」（2020(令和)2 年 10 月 13 日）
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/099.html>

■文部科学省

- ・「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開
—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ（最終取りまとめ）」
（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会 総合政策特別委員会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

■JST

研究開発戦略センター（CRDS）

- ・「科学技術イノベーション政策における社会との関係深化に向けて
—我が国における ELSI/RRI の構築と定着」（2019 年 11 月）
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2019-RR-04.html>
- ・「自然科学系研究者のための ELSI 解説」（2021 年 6 月）
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-XR-02.html>
- ・「ELSI から RRI への展開から考える科学技術・イノベーションの変革
—政策・ファンディング・研究開発の横断的取り組みの強化に向けて」（2022 年 3 月）
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-RR-07.html>
- ・「新たな価値を共創するための人文・社会科学と自然科学の知の融合「総合知」を考える」
（2022 年 7 月） <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2022-WR-02.html>
- ・「科学技術・イノベーションの土壌づくりとしての ELSI/RRI
戦略的な科学技術ガバナンスの実現に向けて」（2023 年 5 月）
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2023-SP-01.html>

社会技術研究開発センター（RISTEX）

- ・科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム(RInCA)
<https://www.jst.go.jp/ristex/rinca/>
- ・「人と情報のエコシステム」研究開発領域（HITE）
<https://www.jst.go.jp/ristex/hite/>
- ・SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（情報社会における社会的側面からの
トラスト形成） <https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve-digist/index.html>
- ・RISTEX における ELSI/RRI の取り組み
<https://www.jst.go.jp/ristex/variety/elsirri/index.html>

【お問い合わせ先】

お問い合わせは電子メールでお願いします。

RISTEX 2024 年度 提案募集ウェブサイト

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2024.html

に最新の情報を掲載しますので、必ず確認してください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

■ 社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ : boshu@jst.go.jp

■ 本プログラムへの応募に関するお問い合わせ : boshu-elsi@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

Tel. 0570-057-060（ナビダイヤル）9:00～18:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く